

官報

号外

平成二十三年四月二十日

○第百七十七回 参議院会議録第十一号

平成二十三年四月二十日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十一号

平成二十三年四月二十日

午前十時開議

第一 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、第百七十六回国会衆議院送付)

第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案(内閣提出)

第四 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第百七十六回国会内閣提出衆議院送付)

第七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一一 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件
以下 議事日程のとおり

○議長(西岡武夫君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。
又市征治君から海外渡航のため来る二十七日か

ら八日間の請暇の申出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西岡武夫君) 御異議ないと認めます。

よつて、許可することに決しました。

○議長(西岡武夫君) 日程第一 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、第百七十六回国会衆議院送付)

日程第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長佐藤公治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
〔佐藤公治君登壇、拍手〕

○佐藤公治君 ただいま議題となりました法律案二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、防衛施設周辺環境整備法改正案は、防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に係る需要が多様化していること等に鑑み、特定防衛施設及び特定防衛施設関連連市町村の指定に当たつて特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業として、公共用の施設の整備に加えて、その他の生活

環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定するものであります。

委員会におきましては、拡大される調整交付金対象事業の具体的な内容、調整交付金予算の増額の理由と今後の見通し、東日本大震災被災地への調整交付金等の支給の配慮等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、在外公館の名称位置・給与法改正案は、東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設すること、在ジャカルタ日本国総領事館等五つの兼館総領事館を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、子女教育手当の支給に関する制度を改正すること等について規定するものであります。

委員会におきましては、在外公館の機能発揮のための予算の活用、外務人事審議会の在り方、在外公館の警備体制の見直し等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。まず、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する

る法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百二十五

反対

六

よって、本案は多数をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十

賛成

二百三十

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 日程第三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案

日程第四 航空法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出)

日程第五 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長小泉昭男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小泉昭男君登壇、拍手〕

○小泉昭男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案は、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生強化並びに関西国際空港及び大阪国際空港の適切かつ有効な活用を通じた航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達等に資するため、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、

新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、特定空港運営事業が実施される場合における関係法律の特例等の措置を講じようとするものであります。

次に、航空法の一部を改正する法律案は、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士を導入するとともに、操縦者の適切な技量維持に資する特定操縦技能の審査制度の創設、航空身体検査証明の有効期間の変更等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、関西国際空港と大阪国際空港との役割分担の在り方と一体的運営の意義、特定空港運営事業による関西国際空港再生の見通し、航空法改正案提出の背景と特定操縦技能審査制度創設の意義等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、都市再生特別措置法の一部を改正する法律案は、官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再生を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、都市開発事業の一層の促進を図るための新たな金融支援制度の創設、道路占用許可基準の特例制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定都市再生緊急整備地域の指定要件とその制度の効果、地方都市再生に資する施策の充実、民間都市開発事業に対する

金融支援措置の妥当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、社会民主党・護憲連合の吉田忠智委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

まず、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百二十五

反対

六

よって、本案は多数をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 次に、航空法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百三十二

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 次に、都市再生特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百二十一

反対

よつて、本案は多数をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 日程第六 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第七百七十六回国会内閣提出衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長浜田昌良君。

田昌良君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔浜田昌良君登壇、拍手〕

○浜田昌良君 た、いま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものでございます。

委員会におきましては、多国間条約批准に向けた取組及び二国間条約の必要性、国際裁判管轄の明文化の意義と日本国民の権利保護、財産権上の訴えに限定した理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して桜内理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百二十

反対

十一

よつて、本案は多数をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 日程第七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長松井孝治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松井孝治君登壇、拍手〕

○松井孝治君 た、いま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、民間事業者による提案制度の創設、公共施設等運営権に係る制度の創設、民間資金等活用事業推進会議の設置等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、公共施設等運営権の導入の意義、民間事業者への公務員の派遣が事実上の天下りとならないような運用の必要性、民間資金等活用事業推進会議と民間資金等活用事業推進委員会の関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し三項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百二十一

反対

十

よつて、本案は多数をもつて可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 日程第八 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長津田弥太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔津田弥太郎君登壇、拍手〕

○津田弥太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、戦傷病者等の妻の置かれている特別の事情に鑑み、平成十五年四月二日以後に戦傷

病者等の妻になった者等に対し、国債による特別給付金を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、特別給付金対象者に対する制度の周知方法、時効による失権者に対する救済策の必要性、今後の特別給付金制度の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百三十二

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 日程第九 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教科学委員長二之湯智君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔二之湯智君登壇、拍手〕

○二之湯智君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、学術の振興を図るため、複数年度にわたる研究費の使用が可能になるよう、独立行政法人日本学術振興会に、学術研究の助成に関する業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、研究費予算の一層の充実、基金化の意義、研究費の不正防止策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百三十二

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 日程第一〇 電波法の一部を改正する法律案

日程第一一 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第一二 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。総務委員長那谷屋正義君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔那谷屋正義君登壇、拍手〕

○那谷屋正義君 た、たいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、電波法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、周波数の再編を迅速に行うことを可能とするため携帯電話等の特定基地局の開設計画の認定に関する所要の措置等を行うとするものであります。

次に、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案は、電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手續を緩和しようとするものであります。

次に、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢を踏まえつつ電気通信基盤の整備の促進を引き続き行っていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設整備事業を見直すほか、独立行政法人情報通信研究機構が行う利子助成業務を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、周波数オークションに対する総務省の立場、NTT東西の機能分離を行うメリット・デメリット、光の道構想の目的・効果、災害に強い情報通信インフラの必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より事業法及びNTT法改正案及び基盤法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、電波法改正案は全会一致をもって、事業法及びNTT法改正案及び基盤法改正案はそれぞれ多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（西岡武夫君） これより採決をいたします。

まず、電波法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君） 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二

賛成 二百三十二

反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君） 次に、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君） 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

○議長（西岡武夫君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二

賛成 二百二十六

反対 六

よって、両案は多数をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君） 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 西岡 武夫君

副議長 尾辻 秀久君

議員 竹谷とし子君

吉田 忠智君

山本 博司君

石川 博崇君

亀井亜紀子君

秋野 公造君

山内 徳信君

自見庄三郎君

横山 信一君

有田 芳生君

浜田 昌良君

山本 香苗君

大久保潔重君

行田 邦子君

加藤 修一君

藤谷 光信君

川上 義博君

林 久美子君

松 あきら君

小林 正夫君

今野 東君

佐藤 公治君

白浜 一良君

草川 昭三君

谷 博之君

福山 哲郎君

小西 洋之君

谷 亮子君

斎藤 嘉隆君

西村まさみ君

吉川 沙織君

外山 斎君

梅村 聡君

金子 恵美君

川合 孝典君

水戸 将史君

横峯 良郎君

蓮 舩君

森田 高君

長沢 広明君

又市 征治君

金子 洋一君

谷合 正明君

福島みずほ君

米長 晴信君

西田 実仁君

渡辺 孝男君

松野 信夫君

室井 邦彦君

魚住裕一郎君

荒木 清寛君

大石 尚子君

中村 哲治君

木庭健太郎君

山口那津男君

藤原 正司君

増子 輝彦君

櫻井 充君

石橋 通宏君

安井美沙子君

田城 郁君

徳永 エリ君

平山 誠君

友近 聡朗君

平山 幸司君

牧山ひろえ君

徳永 久志君

大島九州男君

轟木 利治君

広田 一君

藤末 健三君	尾立 源幸君
川崎 稔君	前川 清成君
大久保 勉君	白 眞勲君
ツルキン マルティ君	藤田 幸久君
一川 保夫君	森 ゆうこ君
水岡 俊一君	榛葉賀津也君
岩本 司君	鈴木 寛君
広野ただし君	郡司 彰君
平田 健二君	興石 東君
羽田雄一郎君	加藤 敏幸君
小川 敏夫君	長浜 博行君
小川 勝也君	直嶋 正行君
大野 元裕君	長谷川大紋君
中原 八一君	難波 奨二君
江崎 孝君	大江 康弘君
糸数 慶子君	中西 祐介君
松浦 大悟君	中谷 智司君
植松恵美子君	舟山 康江君
風間 直樹君	塚田 一郎君
姫井由美子君	武内 則男君
谷岡 郁子君	大河原雅子君
相原久美子君	藤原 良信君
加賀谷 健君	佐藤 正久君
那谷屋正義君	足立 信也君
藤本 祐司君	津田弥太郎君
芝 博一君	主濱 了君
柳澤 光美君	野上浩太郎君
松井 孝治君	大塚 耕平君
辻 泰弘君	平野 達男君
神本美恵子君	池口 修次君
山根 隆治君	山谷えり子君

岡崎トミ子君	北澤 俊美君
柳田 稔君	前田 武志君
田中 直紀君	江田 五月君
石井 一君	山東 昭子君
長谷川 岳君	浜田 和幸君
若林 健太君	三原じゅん子君
高階恵美子君	熊谷 大君
大家 敏志君	宇都 隆史君
岩井 茂樹君	上野 通子君
西田 昌司君	古川 俊治君
牧野たかお君	山田 俊男君
森 まさこ君	石井みどり君
佐藤 信秋君	島尻安伊子君
義家 弘介君	石井 準一君
福岡 資麿君	佐藤ゆかり君
藤井 基之君	岡田 直樹君
岸 信夫君	伊達 忠一君
小泉 昭男君	末松 信介君
中川 雅治君	宮沢 洋一君
関口 昌一君	山本 順三君
脇 雅史君	鈴木 政二君
岡田 広君	吉田 博美君
丸川 珠代君	川口 順子君
鴻池 祥肇君	山崎 正昭君
林 芳正君	中曾根弘文君
小坂 憲次君	世耕 弘成君
山本 一太君	谷川 秀善君
渡辺 猛之君	中山 恭子君
上野ひろし君	田村 智子君
磯崎 仁彦君	石井 浩郎君
荒井 広幸君	松田 公太君
山下 芳生君	青木 一彦君

議員派遣中の議員

赤石 清美君	舩添 要一君
小熊 慎司君	紙 智子君
片山さつき君	松下 新平君
水落 敏榮君	片山虎之助君
桜内 文城君	大門実紀史君
中村 博彦君	二之湯 智君
野村 哲郎君	松村 祥史君
猪口 邦子君	中西 健治君
柴田 巧君	井上 哲士君
加治屋義人君	愛知 治郎君
有村 治子君	金子原二郎君
寺田 典城君	江口 克彦君
市田 忠義君	橋本 聖子君
松村 龍二君	衛藤 晟一君
山崎 力君	岩城 光英君
岸 宏一君	鶴保 庸介君
小野 次郎君	川田 龍平君
水野 賢一君	
総務大臣	片山 善博君
法務大臣	江田 五月君
外務大臣	松本 剛明君
文部科学大臣	高木 義明君
厚生労働大臣	細川 律夫君
国土交通大臣	大島 章宏君
防衛大臣	北澤 俊美君
国務大臣	蓮 舫君
	小見山幸治君

議長の報告事項
去る十五日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	有田 芳生君	補欠	蓮 舫君
総務委員	江田 五月君	補欠	難波 奨二君
法務委員	難波 奨二君	補欠	江田 五月君
	蓮 舫君	補欠	有田 芳生君
外交防衛委員	高階恵美子君	補欠	山崎 正昭君
文教科学委員	江口 克彦君	補欠	小熊 慎司君
厚生労働委員	小熊 慎司君	補欠	江口 克彦君
	高橋 千秋君	補欠	西村まさみ君
経済産業委員	山崎 正昭君	補欠	高階恵美子君
予算委員	西村まさみ君	補欠	高橋 千秋君
辞任	小見山幸治君	補欠	田城 郁君
	行田 邦子君	補欠	武内 則男君
	榛葉賀津也君	補欠	藤原 良信君

決算委員

辞任

田城 郁君

補欠

小見山幸治君

行政監視委員

辞任

足立 信也君

補欠

中村 哲治君

武内 則男君

行田 邦子君

藤原 良信君

榛葉賀津也君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

姫井由美子君

補欠

谷 博之君

消費者問題に関する特別委員

辞任

谷 博之君

補欠

姫井由美子君

同日政治倫理審査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 郡司 彰君

(藤原正司君の補欠)

幹事 広野ただし君

(羽田雄一郎君の補欠)

幹事 世耕 弘成君

(吉田博美君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案(閣法第一一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第三号) 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第四号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(第百七十六回国会提出衆議院送付本院継続審査)

特許法等の一部を改正する法律案

不正競争防止法の一部を改正する法律案

環境影響評価法の一部を改正する法律案(第百七十四回国会提出本院送付第百七十六回国会衆議院送付本院継続審査)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

森林法の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

お茶の振興に関する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員横山信一君提出中小水力発電開発事業の推進に関する質問に対する答弁書(第一一三号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

森林法の一部を改正する法律

お茶の振興に関する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

同日議長は、菅内閣総理大臣に対し、同日本院において全会一致をもって決議した東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議を支援国等に伝達方を依頼した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日内閣から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況の報告を受領した。

同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成二十二年団体規制状況の年次報告を受領した。

一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

平野 達男君

補欠

徳永 エリ君

総務委員

辞任

石川 博崇君

補欠

白浜 一良君

外交防衛委員

辞任

北澤 俊美君

補欠

ツルキン マルティ君

厚生労働委員 辞任 川合 孝典君 補欠 金子 恵美君	農林水産委員 辞任 金子 恵美君 補欠 川合 孝典君 徳永 エリ君 平野 達男君	国土交通委員 辞任 白浜 一良君 補欠 石川 博崇君	環境委員 辞任 シシ マルティ君 補欠 北澤 俊美君	予算委員 辞任 田城 郁君 小見山幸治君 武内 則男君 行田 邦子君 藤原 良信君 平山 誠君 岩城 光英君 山崎 力君 脇 雅史君 長谷川 岳君	決算委員 辞任 小見山幸治君 補欠 田城 郁君	行政監視委員 辞任 行田 邦子君 補欠 武内 則男君 榛葉賀津也君 藤原 良信君 中村 哲治君 足立 信也君	議院運営委員 辞任 平山 誠君 補欠 榛葉賀津也君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政府開発援助等に関する特別委員 辞任 谷 博之君 補欠 姫井由美子君 消費問題に関する特別委員 辞任 姫井由美子君 補欠 谷 博之君 同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 行政監視委員会 理事 川合 孝典君 (川合孝典君の補欠) 理事 藤原 良信君 (藤原良信君の補欠) 同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。 電波法の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号) 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三六号) 総務委員会に付託 非訟事件手続法案(閣法第五四号) 家事事件手続法案(閣法第五五号) 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第五六号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務							
する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二号) 外交防衛委員会に付託 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第一六号) 文教科学委員会に付託 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号) 厚生労働委員会に付託 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一九号) 国土交通委員会に付託 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 二酸化炭素回収・貯留(CCS)に関する質問主意書(横山信一君提出(第二二四号)) 昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 徳永 エリ君 補欠 平野 達男君 蓮 舩君 金子 洋一君 総務委員 辞任 磯崎 陽輔君 補欠 中原 八一君 魚住裕一郎君 木庭健太郎君 白浜 一良君 石川 博崇君 寺田 典城君 小熊 慎司君 法務委員 辞任 江田 五月君 補欠 外山 斎君 田城 郁君 西村まさみ君 溝手 顕正君 若林 健太君 木庭健太郎君 魚住裕一郎君							
外交防衛委員 辞任 シシ マルティ君 補欠 北澤 俊美君 小熊 慎司君 寺田 典城君	財政金融委員 辞任 金子 洋一君 補欠 蓮 舩君	厚生労働委員 辞任 金子 恵美君 補欠 川合 孝典君 西村まさみ君 田城 郁君	農林水産委員 辞任 川合 孝典君 補欠 金子 恵美君 外山 斎君 江田 五月君 平野 達男君 徳永 エリ君	経済産業委員 辞任 若林 健太君 補欠 溝手 顕正君	国土交通委員 辞任 中原 八一君 補欠 磯崎 陽輔君 石川 博崇君 白浜 一良君	環境委員 辞任 北澤 俊美君 補欠 シシ マルティ君	予算委員 辞任 平山 誠君 補欠 榛葉賀津也君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

高橋 千秋君

岡崎トミ子君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

増子 輝彦君

外山 斎君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案(閣法第五七号)

地方税法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十四回国会閣法第二七号)審査報告書

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案(閣法第四七号)審査報告書

航空法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)審査報告書

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第百七十六回国会閣法第八号)審査報告書

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の

促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四三三号)審査報告書

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)審査報告書

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)審査報告書

電波法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)審査報告書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号)審査報告書

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)審査報告書

同日議長は、三月十一日発生した東日本大震災に際し次の各国議会議長より見舞状を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛礼状を発送した。

ブラジル連邦共和国 ジョゼ・サルネイ・ジ・アラウジョ・コスタ上院議長

サウジアラビア王国 アブドゥラー・ビン・ムハンマド・アル・シャイク諮問評議会議長

審査報告書

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十九日

外交防衛委員長 佐藤 公治

参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に係る需要が多様化していること等に鑑み、特定防衛施設及び特定防衛施設関連の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業として、公共用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定するものであつて、妥当な措置と認める。

費用

本法律施行に要する経費は、平成二十三年年度一般会計予算(防衛省所管)に計上されている特定防衛施設周辺整備調整交付金約三百十億六千七百八十四万円のうちから支出される。

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。よつてこれを送付する。

平成二十二年十一月十六日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「整備」の下に「又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業」を加え、同条第二項中「の整備」の下に「又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるもの」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第九条第一項の規定により指定されている特定防衛施設又は特定防衛施設関連市町村は、それぞれ改正後の同項の規定により指定された特定防衛施設又は特定防衛施設関連市町村とみなす。

3 この法律による改正後の防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第九条第二項の規定は、平成二十二年度の予算に係る特定防衛施設周辺整備調整交付金から適用し、平成二十一年度の予算に係る特定防衛施設周辺整備調整交付金で翌年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十九日

外交防衛委員長 佐藤 公治

参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在外公館として東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設し、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給に関する制度を改正すること等を内容とするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十三年度一般会計予算(外務省所管)に約七千四百六十五万円が計上されている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月十五日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

(小字及び一は衆議院修正)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「一万八千円」を「八千円」に改め、同条第二項中「(六歳未満の年少子女を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を削り、「地(以下この項の下に「及び第五項」を加え、「年少子女が当該在外公館」を「年少子女(六歳以上の年少子女であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。)」が当該在外公館」に、「以下この項において「必要経費額との差額」という。)」を「から自己負担額(我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき

額として政令で定める額をいう。以下この条において同じ。を控除した額」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号イ及びロ並びに第二号ロ中「と前項の額との差額に相当する額」を削り、同条第三項中「少ない額」の下に「から自己負担額を控除した額」を加え、同項後段を削り、同項第一号中「と第一項の額との差額に相当する額」を削り、同条に次の二項を加える。

4 前二項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設(外務大臣が指定する施設に限る。)が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として外務大臣が定める場合に該当しないときは、加算さ

れる額は、十二万円を限度とする。

5 指定地に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女(六歳未満の年少子女、又は六歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。)が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額額は、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、一万二千元を限度とする。

別表第一のうち二		総領事館の表アジアの項中		在ジャカルタ日本国総領事館		インド
ネシア		ジャカルタ		及び 在マニラ日本国総領事館		フィリピン
マニラ		を削り、同表大洋州の項中		在ポートモレスビー日本国総領事館		パプア
ニューギニア		ポートモレスビー		を削り、同表中南米の項中		在リマ日本国総領事館
ペルー		リマ		を削り、同表欧州の項中		在ロンドン日本国総領事館
英国		ロンドン		を削る。		
別表第一のうち三 政府代表部の表北米の項の前に次のように加える。						
アジア	東南アジア諸国連合日本政府代表部			インドネシア	ジャカルタ	
別表第二を次のように改める。						

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)
一 大使館

地 域	所 在 国	号 別									
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	インド	680,000	620,000	582,700	562,100	541,600	480,000	418,400	377,400	336,300	315,800
	インドネシア	640,000	540,000	507,300	487,900	468,500	410,200	351,900	313,100	274,200	254,800
	カンボジア	600,000	580,000	547,800	528,600	509,500	452,100	394,700	356,400	318,200	299,000
	シンガポール	610,000	540,000	508,500	488,200	467,800	406,800	345,800	305,100	264,400	244,100
	スリランカ	570,000	550,000	517,600	498,600	479,700	422,800	365,900	328,000	290,100	271,100
	タイ	540,000	450,000	425,300	408,200	391,200	340,200	289,200	255,200	221,100	204,100
	大韓民国	630,000	530,000	495,800	475,900	456,100	396,600	337,100	297,500	257,800	238,000
	中華人民共和国	750,000	600,000	555,800	533,500	511,300	444,600	377,900	333,500	289,000	266,800
	ネパール	710,000	690,000	652,200	631,300	610,500	547,900	485,400	443,700	402,000	381,100
	パキスタン	790,000	730,000	692,300	672,000	651,700	590,900	530,100	489,500	448,900	428,700
	バングラデシュ	700,000	680,000	647,800	627,100	606,400	544,400	482,400	441,000	399,700	379,000
	東ティモール	780,000	760,000	721,100	698,800	676,600	609,900	543,200	498,800	454,300	432,100
	フィリピン	560,000	470,000	442,700	425,900	409,000	358,500	308,000	274,300	240,600	223,800
	ブータン	630,000	610,000	578,500	558,200	537,800	476,700	415,600	374,900	334,100	313,800
	ブルネイ	540,000	520,000	482,400	463,100	443,800	385,900	328,000	289,400	250,800	231,500
大洋州	バトナム	580,000	520,000	488,200	469,500	450,900	394,900	338,900	301,600	264,300	245,600
	マレーシア	490,000	440,000	413,000	396,500	380,000	330,400	280,800	247,800	214,800	198,200
	ミャンマー	810,000	780,000	735,300	708,600	682,000	602,100	522,200	468,900	415,700	389,000
	モルディブ	610,000	600,000	560,900	541,200	521,600	462,600	403,600	364,300	325,000	305,300
	モンゴル	660,000	640,000	604,500	583,100	561,700	497,500	433,300	390,500	347,700	326,300
	ラオス	640,000	620,000	584,400	563,800	543,200	481,400	419,600	378,400	337,200	316,600
	オーストラリア	680,000	610,000	566,900	544,200	521,500	453,500	385,500	340,100	294,800	272,100
	キリバス	660,000	640,000	604,300	585,300	566,400	509,600	452,800	414,900	377,100	358,100
	サモア	670,000	650,000	609,700	587,100	564,400	496,500	428,600	383,300	338,000	315,300
	ソロモン	760,000	730,000	696,800	675,500	654,300	590,500	526,700	484,200	441,700	420,400
	ツバル	660,000	640,000	604,300	585,300	566,400	509,600	452,800	414,900	377,100	358,100
	トンガ	600,000	580,000	544,400	524,300	504,300	444,200	384,100	344,100	304,000	284,000
	ナウル	550,000	530,000	496,400	478,200	460,100	405,800	351,500	315,300	279,000	260,900

ニューギニアランド	ニューギニアランド	590,000	570,000	532,600	511,300	490,000	426,100	362,200	319,600	277,000	255,700	234,400	213,100
	バヌアツ	550,000	530,000	500,700	482,400	464,200	409,300	354,400	317,900	281,300	263,000	244,700	226,500
	パプアニューギニア	810,000	790,000	744,200	721,000	697,900	628,400	558,900	512,600	466,300	443,200	420,000	396,900
	パラオ	570,000	550,000	513,300	493,700	474,000	415,000	356,000	316,700	277,300	257,700	238,000	218,400
	フィジー	550,000	530,000	496,400	478,200	460,100	405,800	351,500	315,300	279,000	260,900	242,800	224,700
ミクロネシア	マーシャル	550,000	530,000	496,700	478,600	460,500	406,100	351,700	315,500	279,200	261,100	243,000	224,900
	ミクロネシア	560,000	540,000	503,200	483,900	464,700	406,900	349,100	310,600	272,100	252,800	233,600	214,300
北米	アメリカ合衆国	660,000	490,000	459,600	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	カナダ	630,000	570,000	529,800	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	275,500	254,300	233,100	211,900
中南米	アルゼンチン	440,000	430,000	400,300	384,200	368,200	320,200	272,200	240,200	208,100	192,100	176,100	160,100
	アンティグア・バーブーダ	590,000	570,000	531,800	511,400	491,000	429,800	368,600	327,800	287,000	266,600	246,200	225,800
	ウルグアイ	540,000	520,000	486,600	467,200	447,700	389,300	330,900	292,000	253,000	233,600	214,100	194,700
	エクアドル	570,000	550,000	516,700	496,900	477,100	417,700	358,300	318,700	279,100	259,300	239,500	219,700
	エルサルバドル	590,000	570,000	540,000	520,100	500,300	440,700	381,100	341,400	301,700	281,900	262,000	242,200
	ガイアナ	760,000	740,000	691,100	665,200	639,300	561,600	483,900	432,100	380,300	354,400	328,500	302,600
	キューバ	780,000	760,000	717,700	694,200	670,700	600,300	529,900	483,000	436,000	412,500	389,100	365,600
	グアテマラ	610,000	590,000	550,600	530,300	510,000	449,200	388,400	347,800	307,200	287,000	266,700	246,400
	グレナダ	630,000	610,000	574,900	553,600	532,400	468,600	404,900	362,400	319,900	298,600	277,400	256,100
	コスタリカ	540,000	520,000	486,700	468,100	449,500	393,700	337,900	300,700	263,500	244,900	226,300	207,700
	コロンビア	650,000	630,000	594,800	573,800	552,700	489,700	426,700	384,600	342,600	321,600	300,600	279,600
	ジャマイカ	590,000	570,000	539,000	519,200	499,300	439,900	380,500	340,800	301,200	281,400	261,600	241,800
	スリナム	760,000	740,000	691,100	665,200	639,300	561,600	483,900	432,100	380,300	354,400	328,500	302,600
	セントクリストファー・ネイビス	590,000	570,000	531,800	511,400	491,000	429,800	368,600	327,800	287,000	266,600	246,200	225,800
	セントビンセント	630,000	610,000	574,900	553,600	532,400	468,600	404,900	362,400	319,900	298,600	277,400	256,100
	セントルシア	630,000	610,000	574,900	553,600	532,400	468,600	404,900	362,400	319,900	298,600	277,400	256,100
	トリニダード・トバゴ	630,000	610,000	574,900	553,600	532,400	468,600	404,900	362,400	319,900	298,600	277,400	256,100
	ニカラグア	700,000	680,000	647,900	627,200	606,500	544,500	482,500	441,100	399,700	379,100	358,400	337,700
	ハイチ	840,000	820,000	782,700	760,700	738,800	672,800	606,800	562,900	518,900	496,900	474,900	453,000
	パナマ	520,000	500,000	468,000	450,100	432,300	378,700	325,200	289,500	253,800	235,900	218,100	200,200

バハマ	590,000	570,000	540,000	520,100	500,300	440,700	381,100	341,400	301,700	281,900	262,000	242,200
パラグアイ	530,000	520,000	485,700	468,000	450,400	397,300	344,200	308,900	273,500	255,800	238,100	220,500
バルバドス	630,000	610,000	574,900	553,600	532,400	468,600	404,900	362,400	319,900	298,600	277,400	256,100
ブラジル	700,000	670,000	631,200	606,800	582,400	509,300	436,200	387,400	338,600	314,300	289,900	265,500
ベネズエラ	620,000	600,000	566,200	545,300	524,400	461,700	399,000	357,200	315,400	294,500	273,600	252,700
ペリース	640,000	620,000	580,100	558,600	537,200	472,800	408,400	365,500	322,600	301,100	279,700	258,200
ペルー	670,000	650,000	609,200	587,600	566,000	501,200	436,400	393,300	350,100	328,500	306,900	285,300
ボリビア	730,000	710,000	673,300	653,000	632,700	571,700	510,700	470,100	429,500	409,100	388,800	368,500
ホンジュラス	650,000	630,000	591,300	570,400	549,500	486,900	424,300	382,500	340,800	319,900	299,000	278,200
メキシコ	600,000	580,000	545,700	524,700	503,800	440,900	378,000	336,100	294,200	273,200	252,300	231,300
欧州												
アイスランド	560,000	540,000	507,900	487,600	467,200	406,300	345,400	304,700	264,100	243,800	223,500	203,200
アイルランド	640,000	610,000	572,500	549,600	526,700	458,000	389,300	343,500	297,700	274,800	251,900	229,000
アゼルバイジャン	710,000	690,000	643,100	619,100	595,100	523,200	451,300	403,300	355,300	331,400	307,400	283,400
アルバニア	760,000	740,000	691,700	666,800	641,900	567,200	492,500	442,800	393,000	368,100	343,200	318,300
アルメニア	750,000	720,000	678,000	653,700	629,300	556,300	483,300	434,600	385,900	361,500	337,200	312,900
アンドラ	630,000	610,000	568,400	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
イタリヤ	700,000	630,000	590,100	566,500	542,900	472,100	401,300	354,100	306,900	283,300	259,700	236,100
ウクライナ	660,000	640,000	600,200	578,900	557,700	494,000	430,300	387,900	345,400	324,200	302,900	281,700
ウズベキスタン	590,000	570,000	537,400	518,700	500,000	443,800	387,600	350,200	312,800	294,000	275,300	256,600
英国	680,000	570,000	536,300	514,800	493,400	429,000	364,700	321,800	278,900	257,400	236,000	214,500
エストニア	600,000	580,000	540,500	518,900	497,300	432,400	367,500	324,300	281,100	259,400	237,800	216,200
オーストリア	720,000	650,000	602,100	578,000	554,000	481,700	409,400	361,300	313,100	289,000	264,900	240,900
オランダ	630,000	610,000	569,300	546,500	523,700	455,400	387,100	341,600	296,000	273,200	250,500	227,700
カザフスタン	730,000	700,000	659,700	636,000	612,400	541,600	470,800	423,600	376,300	352,700	329,100	305,500
キプロス	610,000	590,000	552,600	530,500	508,400	442,100	375,800	331,600	287,400	265,300	243,200	221,100
ギリシャ	610,000	590,000	552,600	530,500	508,400	442,100	375,800	331,600	287,400	265,300	243,200	221,100
キルギス	690,000	670,000	630,500	608,100	585,600	518,300	451,000	406,100	361,200	338,700	316,300	293,900
グルジア	670,000	650,000	613,200	591,400	569,700	504,400	439,200	395,700	352,200	330,400	308,700	286,900
クロアチア	590,000	570,000	533,500	512,200	490,800	426,800	362,800	320,100	277,400	256,100	234,700	213,400
コソボ	710,000	690,000	644,600	620,600	596,500	524,400	452,300	404,200	356,100	332,100	308,000	284,000
サンマリノ	660,000	630,000	590,100	566,500	542,900	472,100	401,300	354,100	306,900	283,300	259,700	236,100
スイス	700,000	670,000	626,900	601,800	576,700	501,500	426,300	376,100	326,000	300,900	275,800	250,800
スウェーデン	640,000	610,000	573,900	550,900	528,000	459,100	390,200	344,300	298,400	275,500	252,500	229,600

官 報 (号 外)

スペイン	620,000	600,000	559,100	536,800	514,400	447,300	380,200	335,500	290,700	268,400	246,000	223,700
スロバキア	650,000	630,000	584,100	560,800	537,400	467,300	397,200	350,500	303,700	280,400	257,000	233,700
スロベニア	580,000	560,000	521,800	500,900	480,000	417,400	354,800	313,100	271,300	250,400	229,600	208,700
セルビア	680,000	650,000	610,200	586,700	563,100	492,500	421,900	374,800	327,700	304,200	280,600	257,100
タジキスタン	670,000	650,000	620,100	601,900	583,700	529,100	474,500	438,200	401,800	383,600	365,400	347,200
チェコ	630,000	610,000	566,100	543,500	520,800	452,900	385,000	339,700	294,400	271,700	249,100	226,500
デンマーク	670,000	650,000	605,100	580,900	556,700	484,100	411,500	363,100	314,700	290,500	266,300	242,100
ドイツ	700,000	590,000	553,800	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
トルクメニスタン	750,000	730,000	692,300	670,600	649,000	584,000	519,000	475,700	432,400	410,800	389,100	367,500
ノルウェー	770,000	740,000	693,100	665,400	637,700	554,500	471,300	415,900	360,400	332,700	305,000	277,300
バチカン	660,000	630,000	590,100	566,500	542,900	472,100	401,300	354,100	306,900	283,300	259,700	236,100
ハンガリー	610,000	590,000	547,000	525,100	503,200	437,600	372,000	328,200	284,400	262,600	240,700	218,800
フィンランド	670,000	650,000	605,500	581,300	557,100	484,400	411,700	363,300	314,900	290,600	266,400	242,200
フランス	720,000	610,000	568,400	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
ブルガリア	600,000	580,000	540,500	518,900	497,300	432,400	367,500	324,300	281,100	259,400	237,800	216,200
ベラルーシ	640,000	620,000	586,900	566,200	545,500	483,400	421,300	379,900	338,500	317,800	297,100	276,400
ベルギー	640,000	610,000	572,800	549,800	526,900	458,200	389,500	343,700	297,800	274,900	252,000	229,100
ポーランド	570,000	550,000	516,100	495,500	474,800	412,900	351,000	309,700	268,400	247,700	227,100	206,500
ボスニア・ヘルツェゴビナ	650,000	630,000	592,200	570,300	548,300	482,500	416,700	372,800	328,900	306,900	285,000	263,100
ボルトガル	600,000	580,000	541,800	520,100	498,400	433,400	368,400	325,100	281,700	260,000	238,400	216,700
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	660,000	640,000	597,100	574,100	551,000	482,000	413,000	366,900	320,900	297,900	274,900	251,900
マルタ	660,000	630,000	590,100	566,500	542,900	472,100	401,300	354,100	306,900	283,300	259,700	236,100
モナコ	630,000	610,000	568,400	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
モルドバ	660,000	640,000	600,200	578,900	557,700	494,000	430,300	387,900	345,400	324,200	302,900	281,700
モンテネグロ	710,000	690,000	644,600	620,600	596,500	524,400	452,300	404,200	356,100	332,100	308,000	284,000
ラトビア	590,000	570,000	529,000	507,800	486,700	423,200	359,700	317,400	275,100	253,900	232,800	211,600
リトアニア	620,000	600,000	562,400	539,900	517,400	449,900	382,400	337,400	292,400	269,900	247,400	225,000
リヒテンシュタイン	700,000	670,000	626,900	601,800	576,700	501,500	426,300	376,100	326,000	300,900	275,800	250,800
ルーマニア	580,000	560,000	525,000	504,000	483,000	420,000	357,000	315,000	273,000	252,000	231,000	210,000
ルクセンブルク	610,000	590,000	552,300	530,200	508,100	441,800	375,500	331,400	287,200	265,100	243,000	220,900
ロシア	810,000	650,000	605,300	582,000	558,600	488,600	418,600	371,900	325,200	301,800	278,500	255,200

中東	アラブ首長国連邦	920,000	900,000	858,000	834,600	811,200	740,900	670,600	623,800	577,000	553,500	530,100	506,700
	イエメン	580,000	560,000	521,400	500,500	479,700	417,100	354,500	312,800	271,100	250,300	229,400	208,600
	イスラエル	740,000	720,000	681,900	661,300	640,600	578,600	516,600	475,300	433,900	413,300	392,600	372,000
	イラク	730,000	660,000	615,000	591,200	567,500	496,300	425,100	377,700	330,200	306,500	282,700	259,000
	イラン	950,000	920,000	880,000	855,700	831,400	758,500	685,600	637,000	588,400	564,100	539,800	515,500
	オマーン	800,000	780,000	737,700	714,200	690,700	620,300	549,900	503,000	456,000	432,500	409,100	385,600
	カタール	560,000	540,000	510,000	490,400	470,900	412,300	353,700	314,700	275,600	256,100	236,500	217,000
	クウェート	570,000	550,000	519,600	499,700	479,700	420,000	360,300	320,400	280,600	260,700	240,800	220,900
	サウジアラビア	660,000	640,000	602,800	581,400	560,100	496,100	432,100	389,400	346,800	325,400	304,100	282,800
	シリア	690,000	670,000	638,800	618,500	598,100	537,200	476,300	435,600	395,000	374,700	354,400	334,100
	トルコ	590,000	570,000	535,600	515,900	496,200	437,200	378,200	338,800	299,400	279,800	260,100	240,400
	バーレーン	710,000	690,000	645,000	620,000	595,100	520,300	445,500	395,700	345,800	320,900	295,900	271,000
	ヨルダン	580,000	560,000	524,200	504,100	484,000	423,700	363,400	323,200	283,000	262,900	242,800	222,700
	レバノン	580,000	560,000	523,400	504,200	485,000	427,400	369,800	331,500	293,100	273,900	254,700	235,500
		630,000	610,000	571,500	550,400	529,200	465,900	402,600	360,300	318,100	297,000	275,900	254,800
アラビヤ	アルジェリア	600,000	580,000	542,600	522,600	502,700	442,800	382,900	343,000	303,100	283,100	263,200	243,200
	アンゴラ	930,000	900,000	859,000	833,900	808,900	733,800	658,700	608,600	558,600	533,500	508,500	483,500
	ウガンダ	730,000	710,000	671,600	651,300	631,100	570,300	509,600	469,100	428,600	408,300	388,100	367,800
	エジプト	620,000	570,000	532,100	512,600	493,000	434,400	375,800	336,700	297,600	278,100	258,500	239,000
	エチオピア	700,000	680,000	647,900	627,200	606,500	544,500	482,500	441,100	399,700	379,100	358,400	337,700
	エリトリア	700,000	680,000	645,000	624,500	603,900	542,200	480,500	439,400	398,200	377,700	357,100	336,600
	ガーナ	760,000	740,000	697,700	676,400	655,100	591,200	527,300	484,700	442,100	420,800	399,500	378,300
	カーボヴェルデ	790,000	760,000	721,900	698,300	674,600	603,700	532,800	485,500	438,200	414,600	390,900	367,300
	ガボン	830,000	800,000	758,700	733,500	708,400	633,100	557,800	507,600	457,300	432,200	407,100	382,000
	カメルーン	820,000	800,000	755,700	732,100	708,400	637,600	566,800	519,500	472,300	448,700	425,100	401,500
	ガンビア	790,000	760,000	721,900	698,300	674,600	603,700	532,800	485,500	438,200	414,600	390,900	367,300
	ギニア	810,000	790,000	757,100	736,100	715,200	652,300	589,400	547,500	505,600	484,600	463,700	442,700
	ギニアビサウ	790,000	760,000	721,900	698,300	674,600	603,700	532,800	485,500	438,200	414,600	390,900	367,300
	ケニア	690,000	670,000	626,200	603,900	581,600	514,800	448,000	403,500	358,900	336,600	314,400	292,100
	コートジボワール	850,000	830,000	783,600	758,800	734,100	659,900	585,700	536,300	486,800	462,100	437,300	412,600
	コモロ	580,000	560,000	527,200	507,900	488,500	430,500	372,500	333,800	295,100	275,700	256,400	237,100
	コンゴ共和国	830,000	800,000	758,700	733,500	708,400	633,100	557,800	507,600	457,300	432,200	407,100	382,000
	コンゴ民主共和国	940,000	910,000	866,400	841,000	815,700	739,700	663,700	613,100	562,400	537,100	511,700	486,400
	サントメ・プリンシペ	830,000	800,000	758,700	733,500	708,400	633,100	557,800	507,600	457,300	432,200	407,100	382,000

ザンビア	740,000	720,000	685,400	664,000	642,600	578,500	514,400	471,600	428,800	407,500	386,100	364,700
シエラレオネ	720,000	700,000	664,500	643,200	621,800	557,800	493,800	451,100	408,400	387,000	365,700	344,400
ジブチ	740,000	720,000	683,200	661,100	639,000	572,700	506,400	462,300	418,100	396,000	373,900	351,800
ジンバブエ	780,000	760,000	722,900	701,400	679,900	615,400	550,900	507,900	464,900	443,400	421,900	400,400
スーダン	790,000	770,000	727,600	705,900	684,200	619,100	554,000	510,700	467,300	445,600	423,900	402,200
スロヴァン	600,000	580,000	548,100	527,900	507,700	447,200	386,700	346,300	305,900	285,800	265,600	245,400
セーシェル	640,000	620,000	579,200	557,800	536,400	472,100	407,800	365,000	322,100	300,700	279,300	257,900
赤道ギニア	830,000	800,000	758,700	733,500	708,400	633,100	557,800	507,600	457,300	432,200	407,100	382,000
セネガル	790,000	760,000	721,900	698,300	674,600	603,700	532,800	485,500	438,200	414,600	390,900	367,300
ソマリア	760,000	740,000	695,800	673,200	650,600	582,800	515,000	469,800	424,600	402,000	379,400	356,900
タンザニア	750,000	730,000	691,300	670,300	649,200	586,100	523,000	480,900	438,800	417,800	396,700	375,700
チャド	790,000	760,000	722,500	698,900	675,200	604,200	533,200	485,900	438,500	414,900	391,200	367,600
中央アフリカ	820,000	800,000	755,700	732,100	708,400	637,600	566,800	519,500	472,300	448,700	425,100	401,500
チュニジア	490,000	470,000	440,200	423,500	406,700	356,500	306,300	272,800	239,300	222,600	205,800	189,100
トーゴ	820,000	790,000	750,400	725,600	700,800	626,500	552,200	502,600	453,000	428,300	403,500	378,700
ナイジェリア	870,000	850,000	807,700	784,700	761,800	692,800	623,800	577,900	531,900	508,900	485,900	463,000
ナミビア	600,000	580,000	548,100	527,900	507,700	447,200	386,700	346,300	305,900	285,800	265,600	245,400
ニジェール	820,000	790,000	750,400	725,600	700,800	626,500	552,200	502,600	453,000	428,300	403,500	378,700
ブルキナファソ	810,000	780,000	742,300	719,200	696,100	626,900	557,700	511,500	465,300	442,300	419,200	396,100
ブルンジ	760,000	740,000	695,800	673,200	650,600	582,800	515,000	469,800	424,600	402,000	379,400	356,900
ベナン	810,000	790,000	749,800	726,400	703,000	632,900	562,800	516,000	469,200	445,900	422,500	399,100
ボツワナ	720,000	700,000	661,000	639,800	618,600	555,000	491,400	449,000	406,600	385,400	364,200	343,000
マダガスカル	690,000	670,000	630,800	610,800	590,800	530,800	470,800	430,800	390,800	370,800	350,800	330,900
マラウイ	780,000	760,000	721,900	699,700	677,400	610,600	543,800	499,300	454,700	432,500	410,200	388,000
マリ	840,000	820,000	773,700	750,100	726,600	656,000	585,400	538,300	491,300	467,700	444,200	420,700
南アフリカ共和国	640,000	580,000	548,100	527,900	507,700	447,200	386,700	346,300	305,900	285,800	265,600	245,400
モーリタニア	580,000	560,000	527,200	507,900	488,500	430,500	372,500	333,800	295,100	275,700	256,400	237,100
モザンビーク	820,000	800,000	756,400	733,600	710,700	642,200	573,700	528,000	482,300	459,400	436,600	413,800
モロッコ	720,000	700,000	662,100	642,200	622,300	562,700	503,100	463,400	423,600	403,700	383,900	364,000
リビア	530,000	520,000	483,300	464,900	446,400	391,000	335,600	298,700	261,700	243,300	224,800	206,400
リベリア	590,000	570,000	537,500	518,800	500,100	443,900	387,700	350,300	312,800	294,100	275,400	256,700
ルワンダ	760,000	740,000	697,700	676,400	655,100	591,200	527,300	484,700	442,100	420,800	399,500	378,300
セント	790,000	770,000	726,700	704,200	681,800	614,400	547,000	502,100	457,200	434,800	412,300	389,900
レソト	600,000	580,000	548,100	527,900	507,700	447,200	386,700	346,300	305,900	285,800	265,600	245,400

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	コルカタ	₹580,000	₹566,200	₹545,500	₹483,400	₹421,300	₹379,900	₹338,500	₹317,800	₹297,100	₹276,400
	チェンナイ	₹580,000	₹562,100	₹541,600	₹480,000	₹418,400	₹377,400	₹336,300	₹315,800	₹295,200	₹274,700
	ムンバイ	₹600,000	₹562,100	₹541,600	₹480,000	₹418,400	₹377,400	₹336,300	₹315,800	₹295,200	₹274,700
	ジャカルタ	₹500,000	₹487,900	₹468,500	₹410,200	₹351,900	₹313,100	₹274,200	₹254,800	₹235,400	₹216,000
	スラバヤ	₹560,000	₹521,800	₹501,900	₹442,100	₹382,300	₹342,500	₹302,600	₹282,700	₹262,800	₹242,900
	デンプサール	₹500,000	₹487,900	₹468,500	₹410,200	₹351,900	₹313,100	₹274,200	₹254,800	₹235,400	₹216,000
	メダン	₹540,000	₹521,800	₹501,900	₹442,100	₹382,300	₹342,500	₹302,600	₹282,700	₹262,800	₹242,900
	チェンマイ	₹420,000	₹408,200	₹391,200	₹340,200	₹289,200	₹255,200	₹221,100	₹204,100	₹187,100	₹170,100
	済州	₹510,000	₹475,900	₹456,100	₹396,600	₹337,100	₹297,500	₹257,800	₹238,000	₹218,100	₹198,300
	釜山	₹510,000	₹475,900	₹456,100	₹396,600	₹337,100	₹297,500	₹257,800	₹238,000	₹218,100	₹198,300
	広州	₹530,000	₹492,200	₹471,700	₹410,200	₹348,700	₹307,700	₹266,600	₹246,100	₹225,600	₹205,100
	上海	₹570,000	₹528,000	₹506,000	₹440,000	₹374,000	₹330,000	₹286,000	₹264,000	₹242,000	₹220,000
	重慶	₹530,000	₹495,300	₹475,600	₹416,400	₹357,200	₹317,700	₹278,300	₹258,500	₹238,800	₹219,100
	瀋陽	₹530,000	₹495,300	₹475,600	₹416,400	₹357,200	₹317,700	₹278,300	₹258,500	₹238,800	₹219,100
	青島	₹510,000	₹492,200	₹471,700	₹410,200	₹348,700	₹307,700	₹266,600	₹246,100	₹225,600	₹205,100
	香港	₹530,000	₹492,200	₹471,700	₹410,200	₹348,700	₹307,700	₹266,600	₹246,100	₹225,600	₹205,100
大洋州	カラチ	₹720,000	₹680,400	₹659,800	₹597,900	₹536,000	₹494,800	₹453,500	₹432,900	₹412,200	₹391,600
	マニラ	₹440,000	₹425,900	₹409,000	₹358,500	₹308,000	₹274,300	₹240,600	₹223,800	₹206,900	₹190,100
	ホーチミン	₹500,000	₹469,100	₹450,400	₹394,500	₹338,600	₹301,300	₹264,000	₹245,400	₹226,700	₹208,100
	ベナン	₹410,000	₹396,500	₹380,000	₹330,400	₹280,800	₹247,800	₹214,800	₹198,200	₹181,700	₹165,200
	シドニー	₹600,000	₹556,200	₹533,000	₹463,500	₹394,000	₹347,600	₹301,300	₹278,100	₹254,900	₹231,800
大洋州	パース	₹560,000	₹544,200	₹521,500	₹453,500	₹385,500	₹340,100	₹294,800	₹272,100	₹249,400	₹226,800
	ブリスベン	₹580,000	₹544,200	₹521,500	₹453,500	₹385,500	₹340,100	₹294,800	₹272,100	₹249,400	₹226,800
	メルボルン	₹600,000	₹556,200	₹533,000	₹463,500	₹394,000	₹347,600	₹301,300	₹278,100	₹254,900	₹231,800
	オークランド	₹530,000	₹511,300	₹490,000	₹426,100	₹362,200	₹319,600	₹277,000	₹255,700	₹234,400	₹213,100
	ポートモレスビー	₹740,000	₹721,000	₹697,900	₹628,400	₹558,900	₹512,600	₹466,300	₹443,200	₹420,000	₹396,900

官 報 (号 外)

北米	アトランタ	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	サンフランシスコ	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	シアトル	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	シカゴ	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	デトロイト	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	デンバー	450,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	ナッシュビル	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	ニューヨーク	550,000	476,800	456,900	397,300	337,700	298,000	258,200	238,400	218,500	198,700
	ハガツニヤ	440,000	425,500	407,800	354,600	301,400	266,000	230,500	212,800	195,000	177,300
	ヒューストン	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	ポートランド	450,000	438,800	420,600	365,700	310,800	274,300	237,700	219,400	201,100	182,900
	ボストン	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	ホノルル	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	マイアミ	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
中南米	ロサンゼルス	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	カルガリー	520,000	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	275,500	254,300	233,100	211,900
	トロント	560,000	523,800	502,000	436,500	371,000	327,400	283,700	261,900	240,100	218,300
	バンクーバー	550,000	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	275,500	254,300	233,100	211,900
	モントリオール	520,000	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	275,500	254,300	233,100	211,900
	クリチバ	590,000	575,800	551,800	479,800	407,800	359,900	311,900	287,900	263,900	239,900
	サンパウロ	680,000	635,100	609,600	532,900	456,200	405,100	354,000	328,400	302,900	277,300
	ベレン	660,000	640,700	615,800	541,200	466,600	416,800	367,000	342,200	317,300	292,400
	マナウス	700,000	678,500	653,100	577,000	500,900	450,100	399,300	374,000	348,600	323,200
	リオデジャネイロ	690,000	640,700	615,800	541,200	466,600	416,800	367,000	342,200	317,300	292,400
欧州	リマ	600,000	587,600	566,000	501,200	436,400	393,300	350,100	328,500	306,900	285,300
	ミラノ	630,000	588,400	563,800	490,300	416,800	367,700	318,700	294,200	269,700	245,200
	エディンバラ	530,000	514,800	493,400	429,000	364,700	321,800	278,900	257,400	236,000	214,500
	ロンドン	530,000	514,800	493,400	429,000	364,700	321,800	278,900	257,400	236,000	214,500
	バルセロナ	550,000	536,800	514,400	447,300	380,200	335,500	290,700	268,400	246,000	223,700
	デュッセルドルフ	570,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500

	ハンブルク	550,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	フランクフルト	570,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	ミュンヘン	550,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	ストラスブール	590,000	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
	マルセイユ	560,000	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
	ウラジオストク	660,000	615,900	592,000	520,500	449,000	401,300	353,600	329,700	305,900	282,100
	サンクトペテルズルク	600,000	582,000	558,600	488,600	418,600	371,900	325,200	301,800	278,500	255,200
	ハバロフスク	660,000	615,900	592,000	520,500	449,000	401,300	353,600	329,700	305,900	282,100
	ユジノサハリンスク	700,000	653,700	629,300	556,300	483,300	434,600	385,900	361,500	337,200	312,900
中東	トバイ	520,000	502,200	481,300	418,500	355,700	313,900	272,000	251,100	230,200	209,300
	ジッダ	550,000	531,200	510,800	449,900	389,000	348,300	307,700	287,400	267,100	246,800
	イスタンブール	620,000	598,300	573,400	498,600	423,800	374,000	324,100	299,200	274,200	249,300

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使 公 使 特 号 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号											
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	560,000 円	540,000 円	507,300 円	487,900 円	468,500 円	410,200 円	351,900 円	313,100 円	274,200 円	254,800 円	235,400 円	216,000 円
北米	ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	630,000	530,000	496,600	476,800	456,900	397,300	337,700	298,000	258,200	238,400	218,500	198,700
		590,000	570,000	529,800	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	275,500	254,300	233,100	211,900
欧州	ウイーン (在ウイーン国際機関) ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (欧州連合)	670,000	650,000	602,100	578,000	554,000	481,700	409,400	361,300	313,100	289,000	264,900	240,900
		800,000	680,000	631,300	606,000	580,800	505,000	429,300	378,800	328,300	303,000	277,800	252,500
		700,000	680,000	631,300	606,000	580,800	505,000	429,300	378,800	328,300	303,000	277,800	252,500
		680,000	610,000	568,400	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
		630,000	610,000	568,400	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
		680,000	610,000	572,800	549,800	526,900	458,200	389,500	343,700	297,800	274,900	252,000	229,100

附 則

1 この法律は、^{公布の日}平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。別表第二の規定は平成二十三年四月一日から、新法第十五条の二の規定はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について適用し、施行日の属する月分の子女教育手当の支給については、なお従前の例による。

審査報告書

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十九日

国土交通委員長 小泉 昭男
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西国際空港及び大阪国際空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するため、これらの空港の一

体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、特定空港運営事業が実施される場合における関係法律の特例その他のこれらの空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案

右国会に提出する。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣 菅 直人

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案
関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第五条）
第二章 新関西国際空港株式会社
第一節 総則（第六条―第八条）
第二節 事業等（第九条―第二十六条）
第三節 雑則（第二十七条―第二十八条）
第三章 特定空港運営事業に係る関係法律の特例等（第二十九条―第三十三条）
第四章 雑則（第三十四条・第三十五条）

第五章 罰則（第三十六条―第四十三条）
附 則

第一章 総則
（目的）

第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）の規定により両空港に係る特定事業（民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港（以下「国際拠点空港」という。）としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第二条 国土交通大臣は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の意義及び目標に関する事項
二 両空港の一体的かつ効率的な運営に関する基本的な事項

三 両空港の一体的かつ効率的な運営に資する事業との連携に関する基本的な事項
四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

3 国土交通大臣は、第三十四条第一項の協議会が組織されている場合において、基本方針を定めようとするときは、当該協議会の意見を聴くものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（設置管理基本計画）

第三条 両空港及び両空港航空保安施設（両空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設をいう。以下同じ。）の設置及び管理は、国土交通大臣が定める設置管理基本計画に適合するものでなければならない。

2 前項の設置管理基本計画は、両空港の滑走路の数及び長さ、両空港航空保安施設の種類、両空港の運用時間その他の政令で定める事項について定めるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、新関西国際空港株式会社、関係地方公共団体その他の関係者との連携及び協力を確保しつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図るために必要な措置を確実かつ円滑に実施しなければならない。

2 国は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に資するため、両空港に係る公共施設等運営権(民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)の設定が適時に、かつ、適切な条件で行われるとともに、当該公共施設等運営権が設定された場合における第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業が適切かつ円滑に実施されるよう必要な環境の整備に努めなければならない。

(地方公共団体等の協力)

第五条 関係地方公共団体その他の関係者は、新関西国際空港株式会社が行う両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理と相まって、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大に資するため、両空港の利用の促進及び利用者の利便の確保を図るために必要な措置を相互に連携を図りながら協力しつつ実施するよう努めなければならない。

第二章 新関西国際空港株式会社

第一節 総則

(会社の目的)

第六条 新関西国際空港株式会社(以下「会社」と

いう。)は、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図ることに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するため、特定事業の活用その他の両空港の設置及び管理の効率化に資する措置を講じつつ、両空港の設置及び管理を一体的かつ効率的に行うこと等を目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第七条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(商号の使用制限)

第八条 会社以外の者は、その商号中に新関西国際空港株式会社という文字を使用してはならない。

第二節 事業等

(事業の範囲)

第九条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 両空港の設置及び管理
- 二 両空港航空保安施設の設置及び管理
- 三 両空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で、両空港を利用する者の利便に資するために両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗

その他の政令で定めるものの建設及び管理

四 大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業

- イ 緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理
- ロ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号。以下「航空機騒音障害防止法」という。)第五条及び第八条の二に規定する工事に関する助成

ハ 航空機騒音障害防止法第六条に規定する共同利用施設の整備に関する助成

- 二 航空機騒音障害防止法第九条第一項の規定による同項に規定する建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第二項の規定による土地の買入れ並びに航空機騒音障害防止法第十条第一項の規定による損失の補償

ホ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれのない施設の建設及び管理

- 五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

- 六 関西国際空港と最寄りの陸岸との間の連絡橋その他これに類する施設の建設及び管理
- 七 前各号の事業に附帯する事業

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(会社の責務)

第十条 会社は、常にその事業を適正かつ効率的に営むことに配慮するとともに、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済その他の会社の経営基盤を強化するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 会社は、その目的を達成するため、両空港に係る公共施設等運営権の設定を適時に、かつ、適切な条件で実施するとともに、当該公共施設等運営権を設定した場合における第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業が適切かつ円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活環境の改善に対する配慮等)

第十一条 会社は、その周辺地域が市街化されている大阪国際空港については、当該周辺地域の住民その他の者の理解と協力を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で特に必要であることに鑑み、その事業の実施に当たり大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に配慮するとともに、第九条第一項第四号及び第五号の事業が適切かつ確実に営まれるようにしなければならない。

2 国は、第九条第一項第四号及び第五号の事業が円滑に実施されるよう配慮するものとする。 (事業の実施の特例)	会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。第八項において同じ。の総数の二分の一以上に当たる株式を保有している株式会社であつて、特定空港用地保有管理事業を行うことを目的とするものであること。	5 指定会社は、毎事業年度の開始前に(前条第一項第一号の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、国土交通省令で定めるところにより、基本方針に即して、その事業年度の事業計画を定め、これを国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	めに必要な金額を、国土交通省令で定めるところにより、関西国際空港用地整備準備金として積み立てなければならない。 (指定の取消し)
第十二条 関西国際空港に係る第九条第一項第一号の事業のうち、国土交通大臣が関西国際空港の空港用地(以下単に「空港用地」という。)の維持その他の管理の特殊性その他の事情を勘案して、空港用地の適正かつ確実な管理の実施及び会社の経営基盤の強化を図るため空港用地の保有及び管理を会社以外の者に行わせる必要があると認めて告示した区域において行われるものは、当該事業に係る空港用地の保有及び管理(以下「特定空港用地保有管理事業」という。)について次に掲げるところに従つて行われなければならない。	二 基本方針に従つて特定空港用地保有管理事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。 三 基本方針に従つて特定空港用地保有管理事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。 2 指定会社は、特定空港用地保有管理事業の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、会社と協議して、基本方針に即して、特定空港用地保有管理事業の実施に関する計画を定め、これを国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	6 指定会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 7 指定会社の定款の変更、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 8 会社は、常時、指定会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。 9 国土交通大臣は、特定空港用地保有管理事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。 (資金の貸付け)	一 特定空港用地保有管理事業を適正に行うことができないと認めるとき。 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。 三 第十三条第九項の規定による命令に違反したとき。 (指定を取り消した場合における措置)
一 国土交通大臣が指定する株式会社(以下「指定会社」という。)が当該空港用地を保有し、その管理を行うこと。 二 指定会社は、当該空港用地を会社に貸し付けること。 2 特定空港用地保有管理事業は、第三条第一項の設置管理基本計画に適合するものでなければならない。 (指定会社)	3 指定会社は、会社に対する空港用地の貸付けに係る貸付料その他の政令で定める貸付けの条件について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 国土交通大臣は、前項の貸付料その他の貸付けの条件が、空港用地の整備に要した費用に係る債務の返済の確実かつ円滑な実施が図られるものとして政令で定める基準に適合する場合でなければ、同項の認可をしてはならない。	第十四条 政府は、予算の範囲内において、指定会社に対し、特定空港用地保有管理事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。 (関西国際空港用地整備準備金)	第十八条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 (一般担保)
第十三条 前条第一項第一号の規定による指定は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、行ふものとする。 一 会社がその発行済株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、			

2 指定会社の社債権者は、指定会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 3 前二項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。 (債務保証) 第十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社又は指定会社の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。 2 政府は、前項の規定によるほか、会社又は指定会社が社債券又はその利権を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利権に係る債務について、保証契約をすることができる。 (国及び地方公共団体の配慮) 第二十条 国及び地方公共団体は、会社の事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、適当と認める人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。 (代表取締役等の選定等の決議) 第二十一条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。 (事業計画) 第二十二條 会社は、毎事業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、基本方針に即して、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (社債及び借入金) 第二十三條 会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第四号において「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第四号において同じ。)を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 2 前項の規定は、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。 3 前二項の規定は、指定会社が募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債券を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとする場合について準用する。	り入れようとする場合について準用する。 (重要な財産の譲渡等) 第二十四條 会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 (定款の変更等) 第二十五條 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。 (財務諸表) 第二十六條 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。 第三節 雑則 (監督) 第二十七條 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。 2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。 (報告及び検査) 第二十八條 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定会社から特定空港用地保有管理事業に關し報告をさせ、又はその職員に、指定会社の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第三章 特定空港運営事業に係る関係法律の特例等 (民間資金法の特例等) 第二十九條 会社が、民間資金法第六条の規定により、第九条第一項の事業に係る特定事業(関西国際空港又は大阪国際空港の運営等(民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。第三十二条第二項において同じ。))を行い、空港法(昭和三十一年法律第八十号)第十三条第一項に規定する着陸料等を自らの収入として收受する事業を含むものに限る。以下「特定空港運営事業」という。)を選定する場合には、当該特定事業は、公共施設等運営権を設定することにより実施されるものでなければならない。 2 特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を有する者(以下「空港運営権者」という。)が第九条第一項第四号の事業を含む特定空港運営事業を実施する場合には、当該特定空港運営事業に
---	--	---	--

は、同号イからホまでの事業のいずれもが含まなければならない。この場合において、会社は、同項の規定にかかわらず、同号の事業を行わないものとする。

第三十条 会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

一 特定空港運営事業に係る民間資金法第五条第一項に規定する実施方針を定めようとするとき。

二 民間資金法第六条の規定により特定空港運営事業を選定しようとするとき。

三 民間資金法第七条第一項の規定により特定空港運営事業を実施する民間事業者を選定しようとするとき。

四 民間資金法第十条の六第一項の規定により特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするとき。

五 特定空港運営事業に係る民間資金法第十条の十三第二項の許可をしようとするとき。

六 特定空港運営事業に係る民間資金法第十条の十五の規定による指示をしようとするとき。

七 民間資金法第十条の十六第一項の規定により、特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じようとするとき。

2 前項の承認は、基本方針に照らして適切であると認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項(第三号及び第五号に係る部分に限る。)の承認は、特定空港運営事業を行うこととなる者が次の要件を満たしていると認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

一 基本方針に従って特定空港運営事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

二 基本方針に従って特定空港運営事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

4 会社は、民間資金法第十条の七の規定により同条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部を徴収する場合には、その金額(第四十一条第一項第八号において「費用相当金額」という。)について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 空港運営権者及び会社が特定空港運営事業に関し締結する民間資金法第十条の九第一項に規定する公共施設等運営権実施契約は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 前二項の認可は、基本方針に照らして適切であると認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

7 空港運営権者が民間資金法第十条の十一項の規定により空港法第十三条第一項に規定する着陸料等、同法第十六条第一項に規定する旅客取扱施設利用料及び航空法第五十四条第一項の使用料金を收受する場合における民間資金法第

十条の十二第二項の規定の適用については、同項中「利用料金は、実施方針に従い」とあるのは「利用料金は」とし、同項後段の規定は、適用しない。

8 会社は、民間資金法第十条の十五の規定により、空港運営権者に対して、報告を求め、又は実地について調査した場合には、遅滞なく、その結果を国土交通大臣に報告しなければならない。

9 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 民間資金法第十条の十五の規定により、空港運営権者に対して、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすること。

二 民間資金法第十条の十六第一項の規定により、特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずること。

(航空法の特例)
第三十一条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二十九条第二項に規定する空港運営権者(以下「空港運営権者」という。)」と、同法第一条に規定する両空港及び同法第二条第一項に規定する

両空港航空保安施設のうち、当該空港運営権者が有する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第七項に規定する公共施設等運営権に係るものと、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七條の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十七條の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八條ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十四條第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は空港運営権者」とする。

2 空港運営権者が第九条第一項第二号の事業を含む特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第五十四条及び第百四十八條の二中「航空保安施設の設置者」とあるのは、「空港運営権者」とする。

(空港法の特例等)
第三十二条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二條第一項中「空港管理者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二十九条第二項に規定する空港運営権者(以下「空港運営権者」という。)」と、同法第二十九条第二項に規定する

両空港航空保安施設のうち、当該空港運営権者が有する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第七項に規定する公共施設等運営権に係るものと、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七條の二第一項及び第三項並びに第四十七條の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十七條の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八條ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十四條第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は空港運営権者」とする。

両空港航空保安施設のうち、当該空港運営権者が有する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第七項に規定する公共施設等運営権に係るものと、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七條の二第一項及び第三項並びに第四十七條の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十七條の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八條ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十四條第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は空港運営権者」とする。

者」という。)と、同条第二項中「空港管理者(国土交通大臣を除く。次条において同じ。)」とあり、同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)」及び指定空港機能施設事業者」とあり、及び同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者(国土交通大臣を除く。)、空港運営権者」とする。

2 空港法第十六条及び第三十二条の規定は、第九条第一項第三号の事業のうち航空旅客の取扱施設の運営等を行うものを含む特定空港運営事業を行う空港運営権者について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十二条第二項において準用する第十六条の規定」と読み替えるものとする。

(航空機騒音障害防止法の特例)
第三十三条 空港運営権者が第九条第一項第四号の事業を含む特定空港運営事業を実施する場合における航空機騒音障害防止法の規定の適用については、航空機騒音障害防止法第四条の見出し、第五条、第六条、第八条の二、第九条第一項及び第二項、第九条の二並びに第十条第一項

中「特定飛行場の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、航空機騒音障害防止法第四条中「特定飛行場の設置者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第七号)第二十九条第二項に規定する空港運営権者(以下「空港運営権者」という。)」は」と、「特定飛行場の設置者」とあるのは「空港運営権者が」と、航空機騒音障害防止法第五条及び第六条中「補助する」とあるのは「助成する」とする。

第四章 雑則

(協議会)

第三十四条 会社は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施を図るために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 会社
- 二 指定会社
- 三 関係行政機関、関係地方公共団体、航空運送事業者(航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者をいう。)、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の会社が必要と認める者
- 3 空港法第十四条第三項から第七項までの規定は、協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十四条第一項」と、「空港管理者」とあるのは「新関西国際空港

株式会社」と、「前項第二号」とあるのは「同条第二項第二号」と読み替えるものとする。

4 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における第二項の規定の適用については、同項第二号中「指定会社」とあるのは、「指定会社及び空港運営権者」とする。

(協議)

第三十五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 基本方針を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三条第一項の設置管理基本計画を定め、又は変更しようとするとき。
- 三 第十二条第一項の規定により告示する区域を定めようとするとき。
- 四 第十二条第一項第一号の規定による指定又は第十六条の規定による指定の取消しをしようとするとき。
- 五 第十三条第三項、第六項若しくは第七項(指定会社の定款の変更の決議に係るもの)については、指定会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限り、第二十二條、第二十三條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第二十四条、第二十五条(会社の定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限り、又は第三十条第四項の認可をしようとするとき。
- 六 第三十条第一項(同項第四号に係る部分に限る。の承認をしようとするとき。

2 国土交通大臣は、第三十条第一項(第三号及び第五号に係る部分に限る。の承認をしようとするときは、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

第五章 罰則

第三十六条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十八条 第三十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十二条第二項において準用する空港法第十六条第三項の規定による届出をしない

で、又は届け出た旅客取扱施設利用料によらないで、旅客取扱施設利用料を收受したとき。	役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。	その他の貸付けの条件の認可を受けなかったとき。	第二号及び第五号(第二十二條、第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條に係る部分に限る。)、第三十六條から第三十八條まで、第四十條第一項並びに第四十一條第一項第二号から第五号まで及び第六号(第二十七條第二項に係る部分に限る。の)の規定並びに次
二 第三十二條第二項において準用する空港法第十六條第四項の規定による命令に違反して、旅客取扱施設利用料を收受したとき。	一 第九條第二項後段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	二 第十三條第六項の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。	第二号から第五号まで及び第六号(第二十七條第二項に係る部分に限る。の)の規定並びに次
三 第三十二條第二項において準用する空港法第三十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	二 第二十二條の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。	三 第十三條第九項の規定による命令に違反したとき。	条第十一項及び第十二項並びに附則第三條から第五條まで、第六條第七項から第九項まで、第九條第二項、第十條第三項、第十一條
四 第三十二條第二項において準用する空港法第三十二條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	三 第二十三條第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れたとき。	四 第二十三條第三項において準用する同條第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れたとき。	第一項及び第五項、第十三條から第十五條まで、第十七條、第十八條並びに第二十條第三項の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日
第四十條 第二十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。	四 第二十四條の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。	第四十二條 第三十二條第二項において準用する空港法第十六條第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした空港運営権者の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。	三 第四條第二項、第十條第二項、第三章、第三十四條第四項、第三十五條第一項第五号(第三十條第四項に係る部分に限る。及び第六号並びに第二項、第三十九條、第四十一條第一項第六号(第三十條第九項に係る部分に限る。及び第七号から第九号まで並びに第四十二條の規定 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。の)のいずれか遅い日
2 第二十八條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。	五 第二十六條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 次条第一項から第十項まで並びに附則第九條第一項及び第二十三條の規定 公布の日	第二條、第六條、第七條、第二十條から第二十二條まで、第二十三條第一項及び第二十二條第四條から第二十七條まで、第二十八條第一項並びに第三項及び第四項(同條第一項に係る部分に限る。)、第三十四條第一項から第三項まで、第三十五條第一項第一号、
第四十一條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行	六 第二十七條第二項又は第三十條第九項の規定による命令に違反したとき。	二 第二條、第六條、第七條、第二十條から第二十二條まで、第二十三條第一項及び第二十二條第四條から第二十七條まで、第二十八條第一項並びに第三項及び第四項(同條第一項に係る部分に限る。)、第三十四條第一項から第三項まで、第三十五條第一項第一号、	2 設立委員は、定款を作成して、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 3 国土交通大臣は、前項の認可をしようとする

ときは、財務大臣に協議しなければならない。 4 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。 一 株式の数(会社を種類株式発行会社(会社法第二十三条第三号に規定する種類株式発行会社をいう。))として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数 二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。) 三 資本金及び資本準備金の額に関する事項 5 会社の設立に際して発行する株式の総数は、政府が引き受けるものとし、設立委員は、これを政府に割り当てるものとする。 6 政府は、会社の設立に際し、会社に対し、政府の保有する関西国際空港株式会社(以下「関西空港会社」という。)の株式の一部を出資するものとする。 7 会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第号)附則第二条第五項の規定による株式の割当後」とする。 8 第六項の規定により政府が行う出資に係る給付は、前条第二号に掲げる規定の施行の日に行われるものとし、会社は、会社法第四十九条の	規定にかかわらず、その時に成立する。 9 会社は、会社法第九十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。 10 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。 11 会社は、その成立後施行日の前日までの間は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 第九条の事業の準備に関する業務 二 附則第五条第一項の計画の作成 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務 12 関西国際空港株式会社(昭和五十九年法律第五十三号)第五条の規定は、会社の商号については、適用しない。 (承継方針) 第三条 国土交通大臣は、関西空港会社が営んでいる事業並びに関西空港会社の権利及び義務(以下「関西空港会社の事業等」という。)並びに独立行政法人空港周辺整備機構(以下「機構」という。)が行っている業務並びに機構の権利及び義務(以下「機構の業務等」という。)の会社への適正かつ円滑な承継を図るため、関西空港会社の事業等及び機構の業務等の承継に関する方針(以下この条及び次条において「承継方針」という。)を定めなければならない。 2 承継方針は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めることとする。 一 会社を引き継がせる関西空港会社の事業及び機構の業務の種類及び範囲 二 会社に承継させる関西空港会社及び機構の	資産、債務その他の権利及び義務 三 その他会社への関西空港会社の事業等及び機構の業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項 3 承継方針は、関西空港会社の事業等のうち、空港用地の保有及び管理以外の事業並びに当該事業に係る権利及び義務を、次に掲げる場所により会社に承継させるよう定めなければならない。 一 関西空港会社を吸収分割会社(会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。))とし、会社を吸収分割承継会社(同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。))とする吸収分割によること。 二 前号の吸収分割がその効力を有する日を施行日とすること。 4 承継方針は、前項に規定するもののほか、機構の業務等のうち、大阪国際空港に係るもの(附則第六条第四項の規定により同項の政令で定める関係地方公共団体に対して分配される財産を除く。)を会社に承継させるよう定めなければならない。 5 国土交通大臣は、承継方針を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。 (実施計画) 第四条 国土交通大臣は、承継方針を定めたときは、関西空港会社及び機構に対し、関西空港会社の事業等又は機構の業務等の承継に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示	しなければならない。 2 実施計画には、前条第二項各号に掲げる事項(関西空港会社にあつては関西空港会社に係る事項に限り、機構にあつては機構に係る事項に限る。))について記載するものとする。 3 関西空港会社又は機構は、第一項の規定による指示があつたときは、国土交通大臣が定める期間内に承継方針に従い実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 4 関西空港会社又は機構は、実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 5 国土交通大臣は、前二項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。 (承継時の出資) 第五条 国土交通大臣は、機構に係る前条第三項の認可をしたときは、会社に対し、次条第一項及び第三項の規定による承継に際しての株式の発行に関する計画を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。 2 前項の計画には、次条第一項又は第三項の規定による承継に際して発行する株式の数その他の国土交通省令で定める事項について記載するものとする。 3 会社は、第一項の規定による指示があつたときは、国土交通大臣が定める期間内に同項の計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
--	--	--	---

4 国土交通大臣は、機構に係る前条第四項の認可(附則第三条第二項第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)をしたとき又は国土交通省令で定める事由が生じたときは、会社に対し、第一項の計画を国土交通省令で定めるところにより変更すべきことを指示しなければならない。	9 機構は、第六項の規定による株式の引受けに際し、会社に対し、機構が前条第三項の認可を受けた実施計画(同条第四項の認可があつたときは、変更後のもの。次条第三項において「機構継計画」という。)において定めるところに従い、その財産のうち大阪国際空港に係るもの(次条第四項の規定により同項の政令で定める関係地方公共団体に対して分配される財産を除く。)を出資するものとする。	2 会社は、この法律の施行の時にいて、関西空港会社が附則第四条第三項の認可を受けた実施計画(同条第四項の認可があつたときは、変更後のもの。以下会社承継計画という。)において定めるところに従い、会社承継計画において定められた関西空港会社の事業等を承継する。	臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。 7 第一項から第三項までの規定により会社が国、関西空港会社及び機構から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。
5 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。 6 会社が第三項の認可を受けた計画(前項において準用する第三項の認可があつたときは、変更後のもの)において定めるところに従い発行する株式の総数は、政府及び機構が引き受けるものとし、会社は、これを当該計画において定めるところに従い政府及び機構に割り当てるものとする。	10 前二項の規定により政府及び機構が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとする。 11 機構が第九項の規定による出資によつて取得する会社の株式は、この法律の施行の時に、政府に無償譲渡されるものとする。	3 会社は、この法律の施行の時にいて、機構承継計画において定めるところに従い、機構承継計画において定められた機構の業務等を承継する。 4 前項の規定による承継に際し、機構は、その業務(大阪国際空港に係るものに限る。)に係る資産から当該業務に係る負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当該残額に相当する額の財産を、出資者である政令で定める関係地方公共団体に対し、その出資額の機構の資本金の額に対する割合に応じて分配するものとする。この場合において、当該関係地方公共団体に分配する財産の額は、その出資額を限度とする。	8 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、施行日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。 9 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。(連帯債務)
7 前項の株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して次項及び第九項の規定により政府及び機構が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)」とする。	12 政府が第八項の規定による出資によつて取得する会社の株式及び前項の規定により政府に無償譲渡される会社の株式は、政令で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定又は社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。 13 会社法第二百七条の規定は、会社が第六項の株式を発行する場合については、適用しない。(権利義務の承継等)	5 機構が前項の規定により財産の分配をしたときは、機構の資本金のうち当該分配をした財産の額については、機構に対する同項の政令で定める関係地方公共団体からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。	2 前項の場合には、その社債権者は、会社及び関西空港会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
8 政府は、第六項の規定による株式の引受けに際し、会社に対し、政府の保有する関西空港会社の株式及び社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に所属する国有財産のうち大阪国際空港に係るものを出資するものとする。	第六条 この法律の施行の際現に国が有する権利及び義務のうち、国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第四条第百九号に掲げる事務(大阪国際空港に係るものに限る。)に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、会社が承継する。	6 機構が前条第十一項の規定により会社の株式を政府に無償譲渡したときは、施行日の前日における機構に対する政府の出資金のうち大阪国際空港に係る業務に係る部分として国土交通大臣が定める金額に次ぐものとする。	3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置) 第八条 附則第六条第三項の規定により会社が承継する債務に係る空港周辺整備債券についての第十八条第一項の規定の適用については、これを会社の社債とみなす。 2 附則第六条第二項の規定により会社が承継する関西空港会社の社債に係る債務については附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法(以下「旧関西空港会社法」という。)第九条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該社債に係る債務について従前の条件により存続するものとする。 3 附則第六条第三項の規定により会社が承継する機構の長期借入金又は空港周辺整備債券に係る債務について航空機騒音障害防止法第三十一条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は空港周辺整備債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。 (租税関係法令の適用に関する経過措置) 第九条 附則第二条第九項の規定により会社が受ける設立の登記、附則第五条第八項又は第九項の規定により政府又は機構が行う出資に係る財産の給付に伴い会社を受ける登記又は登録及び附則第六条第二項の規定により会社が関西空港会社の権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記又は登録については、会社の成立後三年以内に登記又は登録を受けるもの限り、登録免許税を課さない。 2 附則第五条第八項又は第九項の規定により政	府又は機構が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。 3 附則第六条第二項の規定により会社が関西空港会社の事業等を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。 (航空法の適用に関する経過措置) 第十条 会社は、この法律の施行の時に、航空法に基づく関西国際空港の設置者の地位及び会社承継計画において定めるところに従い関西空港会社から承継した航空保安施設(同法第二条第五項に規定する航空保安施設をいう。次項において同じ。)の設置者の地位の関西空港会社からの承継について同法第五十五条第一項の許可を受けたものとみなす。 2 会社は、この法律の施行の時に、大阪国際空港及び附則第六条第一項の規定により国から承継した航空保安施設の設置について航空法第三十八条第一項の許可を受けたものとみなす。 3 会社は、施行日前においても、航空法第四十七条の二第一項の規定の例により、両空港に係る同項の空港保安管理規程を定め、国土交通大臣に届け出ることができる。 4 前項の規定による届出は、施行日以後は、航空法第四十七条の二第一項の規定による届出とみなす。 5 施行日前に会社が大阪国際空港に係る航空法	第四十七条の二第一項の空港保安管理規程について第三項の規定による届出をしなかった場合にあっては、施行日前に国土交通大臣が同法第五十五条の二第二項の規定により定めた大阪国際空港に係る同項の空港保安管理規程は、施行日以後は、同法第四十七条の二第一項の規定により会社が届け出た大阪国際空港に係る同項の空港保安管理規程とみなす。 6 施行日前に航空法第五十五条の二第三項において準用する同法第四十九条第一項若しくは第三項又は第五十一条第二項の規定により国土交通大臣が大阪国際空港に関して行った承認その他の行為は、この法律の施行の時に、これらの規定により会社が行った承認その他の行為とみなす。 (空港法の適用に関する経過措置) 第十一条 会社は、施行日前においても、空港法第十二条第一項の規定の例により、両空港に係る空港供用規程(同項の空港供用規程をいう。以下この条において同じ。)を定め、同法第十二条第二項の規定の例により、国土交通大臣の認可を受けることができる。 2 前項の規定による認可は、施行日以後は、空港法第十二条第二項の規定による認可とみなす。 3 施行日前に会社が関西国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による認可を受けなかった場合にあっては、施行日前に関西空港会社が空港法第十二条第二項の規定により認可を受けた関西国際空港に係る空港供用規程は、	施行日以後は、同項の規定により会社が認可を受けた関西国際空港に係る空港供用規程とみなす。 4 施行日前に会社が大阪国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による認可を受けなかった場合にあっては、施行日前に国土交通大臣が空港法第十二条第一項の規定により定めた大阪国際空港に係る空港供用規程は、施行日以後は、同条第二項の規定により会社が認可を受けた大阪国際空港に係る空港供用規程とみなす。 5 会社は、施行日前に、空港法第十三条第一項の規定の例により、両空港に係る同項に規定する着陸料等を定め、国土交通大臣に届け出なければならぬ。 6 前項の規定による届出は、施行日以後は、空港法第十三条第一項の規定による届出とみなす。 (独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の適用に関する経過措置) 第十二条 この法律の施行前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為(附則第六条第三項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。 (事業等又は業務等の承継に関する命令) 第十三条 国土交通大臣は、附則第四条から第六
--	--	--	--

条までの規定を施行するため特に必要があると認めるときは、関西空港会社又は機構に対し、その必要の限度において命令をすることができ

(罰則)

第十四条 前条の規定による命令に違反した場合
には、その違反行為をした関西空港会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員若しくは監査役又は機構の役員は百万円以下の過料に処する。

(設置管理基本計画に関する経過措置)

第十五条 国土交通大臣は、この法律の施行前において、第三条の規定の例により、同条第一項の設置管理基本計画を定めるものとする。

(公社の事業範囲についての経過措置)

第十六条 この法律の施行の際現に旧関西空港会社法第六条第三項の認可を受けて関西空港会社が営んでいる事業であつて、会社承継計画において会社に引き継ぐものとされたものについては、会社によりこの法律の施行の時にいて第九条第二項後段の規定による届出がなされたものとみなす。

(事業計画に関する経過措置)

第十七条 会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、第二十二条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(大阪国際空港における空港機能施設事業に関する経過措置)

第十八条 大阪国際空港において空港機能施設事

業(空港法第十五条第一項に規定する空港機能施設事業をいう。以下この条において同じ。)を行う者として同項の規定による指定を受けている者(以下この条において「大阪国際空港機能施設事業者」という。)が、施行日前に、施行日以後引き続き当該空港機能施設事業を行う旨を国土交通大臣に申し出た場合(施行日前において、当該申出を行った大阪国際空港機能施設事業者が同法第二十一条第一項又は第二項の規定により同法第十五条第一項の規定による指定を取り消された場合を除く。)には、施行日以後は、大阪国際空港を同項に規定する国管理空港と、当該申出を行った大阪国際空港機能施設事業者をこの法律の施行の時にいて同項の規定による指定を受けた者と、それぞれみなして、当分の間、同法の規定を適用する。この場合において、同法第二十二条第一項中「国土交通大臣又は当該空港機能施設事業の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する指定空港機能施設事業者」とあるのは、「新関西国際空港株式会社」とする。

2 会社は、施行日の前日までに、前項の規定による申出を行った大阪国際空港機能施設事業者(施行日前に空港法第二十一条第一項又は第二項の規定により同法第十五条第一項の規定による指定を取り消されたものを除く。以下この条において「特定大阪国際空港機能施設事業者」という。)と次に掲げる事項を定めた協定を締結し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

- 一 当該空港機能施設事業に係る用地の貸付料その他の国土交通省令で定める貸付けの条件
 - 二 会社の事業と特定大阪国際空港機能施設事業者の事業との連携に関する事項
 - 三 その他国土交通省令で定める事項
- 3 会社は、前項の協定を変更しようとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 4 前二項の認可は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施に支障を及ぼさないと認められる場合でなければ、これを行わないものとする。
- 5 施行日前にされた大阪国際空港における空港機能施設事業に係る空港法第十五条第一項の規定による指定は、施行日の前日限り、その効力を失う。この場合において、特定大阪国際空港機能施設事業者以外の大阪国際空港機能施設事業者は、この法律の施行の時にいて、その空港機能施設事業の全部を会社に引き継がなければならない。
- 6 前項に規定するもののほか、同項に規定する場合における空港機能施設事業の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 7 特定大阪国際空港機能施設事業者についての第三十四条第二項の規定の適用については、同項第二号中「指定会社」とあるのは、「指定会社及び附則第十八条第二項に規定する特定大阪国際空港機能施設事業者」とする。
- 8 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査

役は、百万円以下の過料に処する。

一 第二項の規定に違反して、協定の認可を受けなかったとき。

二 第三項の規定による認可を受けないで、協定の内容を変更したとき。

(関西国際空港株式会社法の廃止)

第十九条 関西国際空港株式会社法は、廃止する。

(関西空港会社に対する指定会社のみなし指定等)

第二十条 関西空港会社は、この法律の施行の時にいて第十二条第一項第一号の規定による指定を受けたものとみなす。この場合において、第十三条第一項の規定は適用せず、同条第二項中「特定空港用地保有管理事業の開始前に」とあり、及び同条第三項中「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行の日以後遅滞なく」と、同条第五項中「前条第一項第一号の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後」とあるのは「この法律の施行の日の属する事業年度にあつては、同日以後」とする。

2 この法律の施行の際現に関西空港会社が保有している空港用地の区域は、この法律の施行の時にいて第十二条第一項の規定に基づき告示された区域とみなす。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における第三十四条第二項の規定の適用については、同項第二号中「指定会社」とあるのは、「関西国際空港株式会社」とする。

(関西空港会社の最終事業年度)

第二十一条 関西空港会社の施行日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

2 関西空港会社の施行日の前日を含む事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(航空法の一部改正)

第二十四条 航空法の一部を次のように改正する。

第五十六条の前の見出し中「第四号」を「第五号」に改め、同条第一項中「第四号」を「第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。

(離島振興法及び沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。
一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

別表四

二 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)別表七の項

(空港法の一部改正)

第二十六条 空港法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 大阪国際空港

第四条第二項中「第四号」を「第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改め、同条第三項中「は関西国際空港株式会社を」と及び大阪国際空港は新関西国際空港株式会社」に改める。

第六条の前の見出し、同条第一項及び第九

第一項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

第十一条中「関西国際空港株式会社」を「新関西国際空港株式会社」に改める。

第十五条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第二十五条、第二十七条及び第三十一条中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

附則第五条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第二十七条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。
別表中関西国際空港株式会社の項を削り、国立大学法人の項の次に次のように加える。

新関西国際空港株式会社

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)

(行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された関西空港会社を被告とする抗告訴訟(附則第六条第二項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものを除く。)の管轄については、なお従前の例による。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)

第二十九条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条中「及び成田国際空港」を「並びに成田国際空港及び大阪国際空港」に改める。

第十一条第一項、第十六条の前の見出し及び同条第一項中「成田国際空港」の下に「又は大阪国際空港」を加える。

第二十条中「周辺整備空港」の下に「(他の法令の規定により機橋以外の法人がその周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止するための事業及びその周辺における生活環境の改善

に資するための事業を行うこととされているものとして政令で定める空港を除く。第二十八条第一項第三号及び第四号において同じ。)を加える。

第二十一条中「大阪府」を「福岡県」に改める。

第二十三条第二項中「四人以内」を「二人」に改める。

第二十八条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三十条第一項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改める。

第三十三条中「及び第三号」を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三十条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 中関西国際空港株式会社の項を削り、国立大学法人の項の次に次のように加える。

新関西国際空港株式会社

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)

別表第二 関西国際空港株式会社の項を次のように改める。

新関西国際空港株式会社

- 一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(以下この項において「設置管理法」という。)第九条第一項の事業に係る業務のうち関西国際空港に係るものであつて、次のいずれかに該当するもの
イ 関西国際空港及び設置管理法第九条第二号に規定する施設の設置(これらの建設に係るものを除く。)及び管理の事業に係る業務
- ロ 設置管理法第九条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第六号に規定する施設の管理の事業に係る業務
- ハ イ又はロに規定する事業に附帯する事業に係る業務
- 二 設置管理法第九条第一項の事業に係る業務のうち大阪国際空港に係るもの
- 三 設置管理法第九条第二項に規定する事業に係る業務

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(次項において「旧独法等情報公開法」という。)の規定に基づき関西空港会社がした行為及び関西空港会社に対してなされた行為(附則第六条第二項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものを除く。)については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧独法等情報公開法の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為(附則第六条第三項の規定により会

社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限り、)は、前条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき会社がした行為及び会社に対してなされた行為とみなす。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第三十二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百一条第四項第一号へ中、「関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)第七條の四第二項若しくは第十條」を削り、「又は成田国際空港株式会社法」を、「成田国際空港株式

式会社法」に改め、「附則第十二條第二項」の下に「又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)第十四條」を加え、同号中「又は関西国際空港株式会社法第十三條第一項」を削る。

附則第五十三條第三項中、「関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)第七條の四第二項若しくは第十條」を削る。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十三條 旧関西空港会社法第七條の四第二項又は第十條の規定による政府の貸付金については、第十四條の規定による貸付金とみなして特別会計に関する法律第二百一條第四項の規定を適用する。

(空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四條 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「新空港法第四條」を「空港法第四條」に、「新空港法第四條第一項第五号」を「同法第四條第一項第六号」に改める。

附則第五條中「新空港法第四條第一項第五号」を「空港法第四條第一項第六号」に改める。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第三十五條 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 中 関西国際空港株式会社の項を削り、国立大学法人の項の次に次のように加える。

新関西国際空港株式会社

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)

別表第二 関西国際空港株式会社の項を次のように改める。

新関西国際空港株式会社

- 一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(以下この項において「設置管理法」という。)第九条第一項の事業に係る業務のうち関西国際空港に係るものであつて、次のいずれかに該当するもの
イ 関西国際空港及び設置管理法第九条第一項第二号に規定する施設の設置(これらの建設に係るものを除く。)及び管理の事業に係る業務

口 設置管理法第九条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第六号に規定する施設の管理の事業に係る業務
ハ イ又は口に規定する事業に附帯する事業に係る業務
二 設置管理法第九条第一項の事業に係る業務のうち大阪国際空港に係るもの
三 設置管理法第九条第二項に規定する事業に係る業務

審査報告書

航空法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十九日

国土交通委員長 小泉 昭男
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

航空法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣 菅 直人

航空法の一部を改正する法律案
航空法の一部を改正する法律

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第二項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第三項中「き損しては」を「毀損しては」に改める。

第二十四条中「自家用操縦士」を「自家用操縦士」に改める。
第二十五条第一項及び第二十八条第一項ただし書中「自家用操縦士」の下に「准定期運送用操縦士」を加える。

第三十二条を次のように改める。
第三十二条 航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とする。

第三十三条第一項中「又は自家用操縦士」を「自家用操縦士又は准定期運送用操縦士」に改める。

第三十四条第一項中「定期運送用操縦士」の下に「若しくは准定期運送用操縦士」を加え、「第三十五条の二第一項において同じ」を削り、同条第二項中「その」を「機長としてその」に改め、同条第一号中「又は自家用操縦士」を「自家用操縦士又は准定期運送用操縦士」に改める。

第三十五条第一項中「左に」を「次に」に、「ために行なう」を「ために行う」に改め、同項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に、「当該航空機」を「機長として当該航空機」に改める。

第三十五条の二第一項中「定期運送用操縦士の資格についての技能証明」を、「定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定をされた航空機の種類が同項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)」に改め、同項第一号中「当該航空機」を「機長として当該航空機」に、「又は」を「当該技能証明について限定をされた航空機の種類が第三十四条第一項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。）」又は「は」に改め、同項第二号及び第三号中「当該航空機」を「機長として当該航空機」に改める。

第七十一条の二の次に次の見出し及び二条を加える。

(特定操縦技能の審査等)

第七十一条の三 操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必要であるもの(以下この条において「特定操縦技能」という。)を有するかどうかについて、操縦技能審査員(特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。第四項及び第三十四条において同じ。)の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならない。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならぬ。

一 航空機に乗り組んで行うその操縦
二 第三十五条第一項各号又は次条第一項の操縦の練習の監督
三 第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督

2 前項の規定は、同項の期間内に国土交通省令で定める方法により特定操縦技能を有することが確認された場合又は国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しない。

3 第一項の認定の基準、同項の審査の方法その他同項の認定及び同項の審査に関する細目事項は、国土交通省令で定める。

4 国土交通大臣は、操縦技能審査員が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該操縦

技能審査員に対し、第一項の審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその同項の規定による認定を取り消すことができる。

第七十一条の四 前条第一項の規定は、操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者で同項の期間内に同項の規定による審査に合格していないものが当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで行う操縦の練習のために行う操縦であつて、当該操縦の練習が機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（機長として当該航空機を操縦することができない技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、機長として当該航空機を操縦することができない知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督の下に行われるものについては、適用しない。）

2 第三十五条第二項の規定は、前項の操縦の練習の監督を行う者について準用する。
3 第一項の指定の手続その他同項の指定に関する細目の事項は、国土交通省令で定める。

准定期運送用操縦士

航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。
一 機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと。
二 機長以外の操縦者として、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機であつて当該特定の方法又は方式により飛行するものの操縦を行うこと。

第三百三十四条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 操縦技能審査員

第四百四十五条の三第三号中「又は第七十八条第四項」を「及び第七十八条第四項」に改め、「含む。」の下に、「第七十一条の三第四項」を加える。

第四百四十八条第一号中「又は第四百四十五条第五項」を「及び第四百四十五条第五項」に改める。

第五百零一条第一号の二中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第一号の五中「第三十五条の二第二項」の下に「及び第七十一条の四第二項」を加え、同条中第五号の三を第五号の四とし、第五号の二を第五号の三とし、第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行つた者

第六百六十二条中「又は第三十六条」を「第三十六条又は第七十一条の四第三項」に改める。

別表自家用操縦士の項の次に次のように加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十一条の二の次に見出し及び二条を加える改正規定、第三百三十四条第一項及び第四百四十五条の三第二号の改正規定、第五百零一条の改正規定（同条第一号の二の改正規定を除く。）並びに第六百六十二条の改正規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）

第二条 国土交通大臣は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この条及び附則第六条において「二部施行日」という。）前においても、この法律による改正後の航空法（以下「新法」という。）第七十一条の三第一項の認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）を行うことができる。

2 相当認定を受けた者は、一部施行日前において、新法第七十一条の三第一項の審査に相当する審査（以下この条において「相当審査」という。）を行うことができる。

3 相当認定の基準、相当審査の方法その他相当認定及び相当審査に関する細目の事項は、国土交通省令で定める。

4 国土交通大臣は、相当認定を受けた者が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該相当認定を受けた者に対し、相当審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該相当審

査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその相当認定を取り消すことができる。

5 国土交通大臣は、相当審査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、相当認定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、相当認定を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

6 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

7 第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 第四項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

9 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者は、百万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の刑を科する。

11 一部施行日において現に相当認定を受けている者は、新法第七十一条の三第一項の認定を受けた者とみなす。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「前項又は航空法の一

部を改正する法律(平成二十三年法律第
号)附則第二条第三項とする。

12 相当審査に合格した者に対する新法第七十一
条の三第一項の規定の適用については、同項中
「審査を受け」とあるのは「審査又は航空法の一
部を改正する法律(平成二十三年法律第
号)附則第二条第二項に規定する相当審査を受
け」と、「当該審査」とあるのは「これらの審査」
とする。

13 一部施行日前に第四項の規定によりされた命
令は、一部施行日以後は、新法第七十一条の三
第四項の規定によりされた命令とみなす。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による
改正前の航空法(次条において「旧法」という。)
第三十一条第一項の航空身体検査証明を受けて
いる者の当該航空身体検査証明の有効期間につ
いては、新法第三十二条の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に旧法(これに基づく
命令を含む。)の規定によつてした処分、手続そ
の他の行為であつて、新法(これに基づく命令
を含む。)に相当する規定があるものは、これら
の規定によつてした処分、手続その他の行為と
みなす。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(中)「又は同法」を、「同
法」に改め、「の耐空検査員の認定」の下に「又は
同法第七十一条の三第一項(特定操縦技能の審
査)の操縦技能審査員の認定」を加え、同号(中)
ヲをワとし、二からルまでをホからヲまでと
し、ハの次に次のように加える。

二 准定期運用操縦士の技能証明

別表第一第三十二号(中)に次のように加える。

力 操縦技能審査員の認定

技能証明の件数 一件につき六千円

認定件数 一件につき三千円

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 この法律の施行の日から一部施行日の前
日までの間に受ける前条の規定による改正後の
登録免許税法別表第一第三十二号(中)に掲げる認
定に係る同号の規定の適用については、同号(中)
中「同法第七十一条の三第一項(特定操縦技能の
審査)の操縦技能審査員の認定」とあるのは「航

空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律
第 号)附則第二条第一項(操縦技能審査員
の認定に相当する認定)に規定する相当認定(以
下単に「相当認定」という。)(と、同号(中)力中「操
縦技能審査員の認定」とあるのは「相当認定」と
する。

審査報告書

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十九日

国土交通委員長 小泉 昭男
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、官民の連携を通じて、都市の国
際競争力及び魅力を高め、都市の再生を図るた
め、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、都
市開発事業の一層の促進を図るための新たな金
融支援制度の創設、都市の再生に貢献する工作
物に係る道路占用許可基準の特例制度の創設等
の措置を講じようとするものであり、おおむね
妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律施行に伴い、平成二十三年年度一般会計
予算に六百億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につい
て適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期す
べきである。

一 東日本大震災により被災した市街地の復旧・
復興のための支援制度の検討を早急に進め、一
刻も早く復旧・復興に向けた措置が講じられる
こととなるよう、対応に万全を期すること。

二 東日本大震災において、都市が広範囲にわた
り甚大な被害を受けたことに鑑み、防災のため
の施設と都市の安全性との関係について調査・
分析し、安全なまちづくりに万全を期すること。

三 東日本大震災により被災した市街地の復旧・
復興に当たっては、関係地方公共団体の意向を
十分に踏まえて、都市再生整備計画に基づく各
種施策など都市の再生に関する制度を有効に活
用すること。

四 全国の地方都市について、その再生が緊急の
課題となつていくことに鑑み、社会資本の整備
や民間都市開発事業の立ち上げを積極的に支援
するほか、道路占用許可の特例、都市利便増進
協定制度などまちのにぎわい・交流空間の創出
のための新たな仕組みが活用されるよう積極的
に支援するなど、都市の魅力の向上を促進する
こと。

また、道路の上空利用、道路占用の許可等に
当たっては、周囲との景観調和、安全性の確保
等に留意すること。

五 特定非営利活動法人、まちづくり会社等の民
間主体によるまちづくりへの参画がより一層促
進されるよう、都市再生整備計画の作成に関す
る提案権などまちづくりに関する各種制度の関
係者への周知徹底を図り、その普及促進に努め
ること。

六 都市再生整備推進法人が活動しやすい環境を
整備し、地元住民の意向が反映される体制づく
りに努めること。
右決議する。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月十五日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法の一部を改正する法律

都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中 第二節 民間都市再生事業計画の認定

第三節 都市計画等の特例

等(第二十条―第三十五条)を「第二節 整備計画

の作成等(第十九条の二―第十九条の十二)再生事業計画の認定等(第二十条―第三十五条)等の特例

に、「都市再生特別地区(第三十六条)」を「都市再生特別地区等(第三十六条―第三十六条の五)」

に、「第四節 都市再生歩行者経路協定」を「第五節 都市再生歩行者経路協定」を「第五

計画に係る特別の措置」を「都市再生整備計画等に係る特別の措置」に、「第四十六条の二」を「第

四十六条の五」に、「独立行政法人都市再生機構の業務の特例」を「道路の占用の許可基準の特例」

に、「第六節 都市再生整備推進法人 第七十三

条―第七十八条)を「第六節 都市利便増進協定

第七節 都市再生整備推進

法人(第七十三条―第七十八条)に、「第八十

七十二条の三―第七十二条の九)に、「第八十

七十二条の三―第七十二条の九)に、「第八十

七十二条の三―第七十二条の九)に、「第八十

二条」を「第八十四条」に改める。
第二条に次の二項を加える。

4 この法律において「都市の国際競争力の強化」とは、都市において、外国会社、国際機関その他の者による国際的な活動に関連する居住者、来訪者又は滞在者を増加させるため、都市開発事業等を通じて、その活動の拠点の形成に資するよう、都市機能を高度化し、及び都市の居住環境を向上させることをいう。

5 この法律において「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。

第四条第三号中「政令」を「政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令」に改める。

第五条の見出し中「政令」を「政令等」に改め、同条中「前条第三号の政令」を「都市再生緊急整備地域を指定する政令又は特定都市再生緊急整備地域を指定する政令」に改める。

第十四条第二項第三号中「政令」を「政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項第三号の特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準は、特定都市再生緊急整備地域として、国内外の主要都市との交通の利便性及び都市機能の集積の程度が高く、並びに経済活動が活発に行われ、又は行わ

れると見込まれる地域が指定されるものとなるよう定めなければならない。

第十五条第二項第一号中「目標」の下に「(特定都市再生緊急整備地域が指定されている場合にあっては、都市再生緊急整備地域の整備の目標及び特定都市再生緊急整備地域の整備の目標)を加え、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る地域整備方針(当該特定都市再生緊急整備地域に係る部分に限る。)は、外国会社、国際機関その他の者による国際的な活動の拠点となるにふさわしい市街地の形成を実現することができるとなるものとなるよう定めなければならない。

第十八条の次に次の一条を加える。
(産業の国際競争力の強化に関する施策との有機的な連携)

第十八条の二 国及び関係地方公共団体は、特定都市再生緊急整備地域における都市の国際競争力の強化を図るために必要な施策を、産業の国際競争力の強化に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

第十九条第一項中「協議」を「協議(特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域にあっては、当該協議並びに次条第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整)」に改め、同条第二項中「又は

地方独立行政法人の長(次項)を、「地方独立行政法人の長、当該都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者又はこれらの者及び国の関係行政機関等の長以外の者であつて当該都市再生緊急整備地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者(第七項)に改め、同条第八項を同条第十二項とし、同条第四項から第七項までを四項ずつ繰り下げ、同条第三項中「及び」を「並びに第二項及び」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 当該都市再生緊急整備地域において都市開発事業(当該都市開発事業を施行する土地(水面を含む。)の区域の面積が政令で定める規模以上のものに限り、)を施行する民間事業者は、協議会が組織されていないときは、本部長及び関係地方公共団体の長に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

4 前項の規定による要請を受けた本部長及び関係地方公共団体の長は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

5 第三項の民間事業者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する国の関係行政機関等の長に対して、自己を協議会の構成員として加えることを申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた国の関係行政機関等の長は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

第四十五条の二第二項、第四十五条の四第一項

第二号及び第四十五条の十二中「建築物その他の工作物」を「建築物等」に改める。

第四章第四節を同章第五節とする。

第四章第三節第一款の款名を次のように改める。

第一款 都市再生特別地区等

第三十六条に見出しとして「(都市再生特別地区)」を付し、同条第二項中「工作物」の下に「(以下「建築物等」という。)」を加え、第四章第三節第一款中同条の次に次の見出し及び四条を加える。

(道路の上空又は路面下における建築物等の建築又は建設)

第三十六条の二 都市再生特別地区に関する都市計画には、前条第二項に定めるもののほか、特定都市再生緊急整備地域内において都市の国際競争力の強化を図るため、都市計画施設(都市計画法第四十六条に規定する都市計画施設をいう。以下この条において同じ。)である道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設である道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域(以下「重複利用区域」という。)を定めることができる。この場合においては、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であつて空間又は地下について上下の範囲を定めるものをも定めなければならない。

2 都市計画法第十五条第一項の都道府県又は同法第八十七条の二第一項の指定都市(同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣)は、前項の規定により建築物等の建築又は建設の限界を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する都市計画施設である道路の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならない。

第三十六条の三 都市再生特別地区の区域のうち前条第一項の規定により重複利用区域として定められている区域内の道路(次項において「特定都市道路」という。)については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第四十三条第一項第二号に掲げる道路とみなして、同法の規定を適用する。

2 特定都市道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該特定都市道路に係る都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同法第四十四条第一項第三号に該当する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第三十六条の四 都市再生特別地区の区域のうち第三十六条の二第一項の規定により重複利用区域として定められている区域内における都市計画法第五十三条第一項の規定の適用については、同項第五号中「第十二条の十一」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十六条の二第一項」とする。

第三十六条の五 都市再生特別地区の区域のうち第三十六条の二第一項の規定により重複利用区域として定められている区域内における都市計画法第五十三条第一項の規定の適用については、同項第五号中「第十二条の十一」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十六条の二第一項」とする。

域として定められている区域内における都市再生開発法による第一種市街地再開発事業又は同法による第二種市街地再開発事業については、それぞれ同法第九十九条の二第一項の地区計画の区域内における第一種市街地再開発事業又は同法第九十九条の二第五項の地区計画の区域内における第二種市街地再開発事業とみなして、同法の規定を適用する。

第三十七条第一項中「(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)」を削り、「市町村(以下この節において「市町村」という。以下同。)」を加え、同項第一号中「前条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項第五号中「(昭和四十四年法律第三十八号)」を削り、同項第七号中「(昭和二十九年法律第九十九号)」を削り、同項第八号中「都市計画法第四十四条の五」及び「(以下「都市施設」という。)」を削る。

第四節第三節を同章第四節とする。

第二十二條第一項中「三月以内」の下に「(当該申請に係る都市再生事業の事業区域の全部が特定都市再生緊急整備地域内にあるときは、当該申請を受理した日から四十五日以内)」を加える。

認定事業の施行を目的とするものに限り、(一)に対する資金の貸付けに、「株式会社又は合同会社に限る。」を「株式会社等に限る。」に改め、同号口中「いう。」の下に「若しくは認定建築物に係る信託の受益権を、」を、「当該認定建築物等」の下に「若しくは当該認定建築物に係る信託の受益権」を加え、「株式会社、合同会社若しくは特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。)」を「株式会社等」に、「出資又は当該株式会社、合同会社若しくは特定目的会社を資金の貸付け又は当該株式会社等」に改め、同号八及び二を削り、同号ホ中「イからニまで」を「イ又はロ」に改め、同号ホを同号ハとし、同号を同項第一号とし、同項第三号ロ中「株式会社、合同会社若しくは特定目的会社を「株式会社等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「第二十九條第一項第三号」を「第二十九條第一項第二号」に、「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同条第三項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改める。

第三十條及び第三十一條を次のように改める。

第三十條及び第三十一條 削除

第三十二條第一項中「債務保証業務」を「第二十九條第一項第二号に掲げる業務(第四項において「債務保証業務」という。))」に改める。

第三十三條第二項中「第十九條第四項」を「第十九條第八項」に改める。

第四章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 整備計画の作成等

(整備計画)

第十九条の二 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る協議会は、地域整備方針に基づき、特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に關連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成することができる。

2 整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 都市開発事業及びその施行に關連して必要となる公共公益施設の整備等を通じた都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針
- 二 都市の国際競争力の強化を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項
- イ 都市開発事業
 - ロ イに掲げる事業の施行に關連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業
- 三 前号イ又はロに掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に關連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に關し必要な事項

3 整備計画は、国の關係行政機關等の長及び前項第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとする。

4 第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項には、都市施設等(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第五項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)又は同条第七項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。))をいう。以下同じ。)に關する都市計画に關する事項であつて、同号イ又はロに掲げる事業の実施のために必要なものがあるときは、当該事項を記載することができる。

5 協議会は、整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の都市計画に係る都市計画決定権者(都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市をいい、同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長又は北海道開発局長。第四節において同じ。))又は市町村をいう。以下この節において同じ。)に協議し、その同意を得なければならない。

6 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に關する事項を記載するとき、併せて、当該都市計画の案を都道府県都市

計画審議会(都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会。以下この節において同じ。)に付議する期限を記載するものとする。この場合においては、当該期限は、都道府県都市計画審議会への付議に要する期間を勘案して、相当なものとなるように定めるものとする。

7 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に關する事項を記載するとき、併せて、当該都市計画に係る都市施設に關する都市計画事業(都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。以下同じ。))又は当該都市計画に係る市街地開発事業の施行予定者(第二項第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体として記載された者であるものに限る。)及び施行予定者である期間として都市計画に定めるべき事項を記載することができる。

8 第二項第二号ロに掲げる事業に関する事項及び同項第三号に掲げる事項には、下水(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水をいう。第十九条の七において同じ。))を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給施設(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設をいう。))その他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に関する事業であつて第十九条の七第一項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

9 協議会は、整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する公共下水道管理者(下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。第十九条の七において同じ。))に協議し、その同意を得なければならない。

10 協議会は、整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

11 第二項から前項までの規定は、整備計画の変更について準用する。

(整備計画に記載された事業の実施)

第十九条の三 整備計画に記載された事業の実施主体は、当該整備計画に従い、事業を実施しなければならない。

(整備計画に従つた都市計画の案の作成等)

第十九条の四 第十九条の二第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に關する事項が記載されているときは、都市計画決定権者は、当該整備計画に従つて当該都市計画の案を作成して、同条第六項の期限までに、都道府県都市計画審議会に付議するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

第十九条の五 第十九条の二第七項の規定により整備計画に都市施設に関する都市計画事業又は市街地開発事業の施行予定者及び施行予定者である期間が記載されているときは、前条の規定により付議して定める都市計画には、都市計画法第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項に定める事項のほか、当該整備計画に従つて当該施行予定者及び施行予

定者である期間を定めるものとする。

第十九条の六 前条の規定により施行予定者として定められた者は、施行予定者である期間の満了の日までに、都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十一条第二項その他の法律の規定により都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認とみなされるものを含む。)の申請をしなければならない。ただし、当該日までに都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として国土交通省令で定めるものに着手しているときは、この限りでない。

(公共下水道の排水施設からの下水の取水等)

第十九条の七 整備計画に記載された第十九条の二第八項に規定する事業を実施する者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。以下この条において同じ。)の排水施設(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)に接続設備(公共下水道の排水施設と第十九条の二第八項に規定する設備とを接続する設備をいう。以下この条において同じ。)を設け、当該接続設備により当該公共下水道の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道の排水施設に当該下水を流入させることができる。

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が政

令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者以下この条において「許可事業者」という。)は、当該許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

4 下水道法第三十三条の規定は、第一項又は前項の許可について準用する。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは「都市再生特別措置法第十九条の七第一項又は第三項」と、同条中「許可又は承認」とあるのは「許可」と読み替えるものとする。

5 許可事業者は、第一項の許可(第三項の許可を含む。)を受けて公共下水道の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物(第十九条の二第八項に規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。)を混入してはならない。

6 許可事業者については、下水道法第二十四条第一項の許可を受けた者とみなして、同法第三十八条の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「この法律の規定」とあるのは「この法律又は都市再生特別措置法第十九条の七第一項若しくは第三項の規定」と、同条第一項第一号中「又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定」とあるのは「若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又は都市再生特別措置法第十九条の七第三項若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又は都市再生特別措置法第

十九条の七第三項若しくは第五項の規定」とする。

7 許可事業者が公共下水道の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第二十四条の規定は適用しない。

(開発許可の特例)

第十九条の八 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項として都市計画法第四十二条に規定する開発行為(同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、同法第三十二条第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあっては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限り)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する都市計画法第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。

(土地区画整理事業の認可の特例)

第十九条の九 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項として土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業(同法第四条第一項の規程又は規約及び事業計画が定められているもの)に限り、かつ、同法第七条の承認

又は同法第八条第一項の同意を要する場合にあっては、当該承認又は当該同意が得られているものに限り)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第四条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する土地区画整理法第四条第一項の認可があつたものとみなす。

(民間都市再生事業計画の認定の特例)

第十九条の十 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イに掲げる事業に関する事項として第二十条第一項に規定する都市再生事業(同項に規定する民間都市再生事業計画が作成されているものに限り)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得ることができる。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、あらかじめ、第二十一条第三項に規定する公共施設の管理者等の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する第二十条第一項の認定があつたものとみなす。

(市街地再開発事業の認可の特例)

第十九条の十一 協議会は、整備計画に第十九条の第二項第二号に掲げる事業に関する事項として都市再開発法による第一種市街地再開発事業(同法第七条の九第一項の規程又は規約及び事業計画が定められているものに限り、かつ、同法第七条の十二又は第七条の十三第一項の同意を要する場合にあつては、当該同意が得られているものに限り。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第七条の九第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の第二項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第七条の九第一項の認可があつたものとみなす。

(都市計画の変更の特例等)

第十九条の十二 都市計画(当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業又は当該都市計画に係る市街地開発事業が近く施行される予定のもの又は施行中のものを除く。)であつて整備計画の内容を實現する上で支障となるものが定められている場合における都市計画法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「又は第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果」とあるのは、「若しくは第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果、又は都市再生特別措置法第十九条の二第

項に規定する整備計画(当該都道府県又は市町村の長が同条第三項の合意をしたものに限り。)が作成されたことにより」とする。

2 都市計画決定権者は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、整備計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 都市再生整備計画等に係る特別の措置

第四十六条第五項中「都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。」を削り、「同法第十五条第一項を」都市計画法第十五条第一項に改め、同条中第十四項を第十七項とし、第十一項から第十三項までを三項ずつ繰り下げ、第十項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第二項第五号に掲げる事項には、同項第一号の区域のうち、広場、街灯、並木その他の都市の居住者その他の者の利便の増進に寄与する施設等であつて国土交通省令で定めるもの(以下「都市利便増進施設」という。)の配置及び利用の状況その他の状況からみて、当該区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(当該建築物に関する賃借権その他の

使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。第七十二条の三第一項において同じ。)又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人による都市利便増進施設の一體的な整備又は管理当該都市利便増進施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて、当該一體的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。以下同じ。)が必要となると認められる区域及び当該都市利便増進施設の一體的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。

第四十六条第九項の次に次の二項を加える。

10 第二項第三号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第四号に掲げる事項には、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。)のうち、都市の再生に貢献し、道路(同法による道路に限る。第六十二条において同じ。)の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

11 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条

第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

第四十六条の二第二項中「民間都市機構の下に、当該都市再生整備計画の区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、又は都市開発事業を施行する民間事業者」を加える。

第五章第一節に次の三条を加える。

(都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案)

第四十六条の三 第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市再生整備計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案(以下「都市再生整備計画提案」という。)に係る都市再生整備計画の素案の内容は、都市再生基本方針(当該都市再生整備計画提案に係る土地の区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び地域整備方針)に基づくものでなければならない。

(都市再生整備計画提案に対する市町村の判断等)

第四十六条の四 市町村は、都市再生整備計画提案が行われたときは、遅滞なく、都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画(都市再生整備計画提案に係る都市再生整備計画の素案

の内容の全部又は一部を実現することとなる都市再生整備計画をいう。次条において同じ。の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市再生整備計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画の作成等をしていない場合にとるべき措置)

第四十六条の五 市町村は、都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該都市再生整備計画提案をした都市再生整備推進法人に通知しなければならない。

第五十一条第一項中「第四十六条第十三項後段(同条第十四項)を「第四十六条第十六項後段(同条第十七項)に改める。

第五十二条第一項中「(同法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。)」を削る。

第五十八条第四項中「(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)」を削る。

第五章第三節第四款を次のように改める。

第四款 道路の占用の許可基準の特例

第六十二条 都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都市再生整備計画の計画期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に

規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限る。)のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域(以下この条において「特例道路占用区域」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書」とあるのは申請書に、都市再生特別措置法第四十六条第十項の措置を記載した書面を添付して、

と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

第七十一条第一項第一号イ中「株式会社又は合同会社」を「株式会社等」に、「出資」を「出資若しくは資金の貸付け又は認定整備事業者専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社等に限る。」が発行する社債の取得に改め、同号ロ中「いう。」の下に「若しくは認定整備建築物等に係る信託の受益権を、」当該認定整備建築物等」の下に「若しくは当該認定整備建築物等に係る信託の受益権を加え、株式会社、合同会社又は特定目的会社」を「株式会社等」に、「出資」を「出資若しくは資金の貸付け又は当該株式会社等が発行する社債の取得」に改め、同号ハ中「不動産特定共同事業法」の下に「(平成六年法律第七十七号)」を加える。

第七十二条の二第一項中「第四十六条第十項」を「第四十六条第十二項」に改め、同条第二項中「前章第四節」を「前章第五節」に、「第四十六条第十項」を「第四十六条第十二項」に、「同じ。」を「この節において同じ。」に改める。

第七十三条第一項中「又は一般社団法人」を「一般社団法人」に改め、「一般財団法人」の下に「又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するもの」を加える。

第七十四条第一号中「都市再生整備計画の区域内」を「第四十六条第一項の土地の区域」に、「第四十六条第一項」を「同項」に改め、同条第三号ロ中「都市再生整備計画の区域内の」を「第四十六条第

一項の土地の区域における」に改め、「(都市再生整備計画に記載されたものに限り。)」を削り、同条第五号中「都市再生整備計画に基づく事業により整備される」を「第四十六条第一項の土地の区域における」に改め、同条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。

第七十四条第五号の次に次の一号を加える。

六 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一體的な整備又は管理を行うこと。

第七十七条第一項中「及び第七十一条第一項」を「第七十一条第一項及び第七十二条の七第一項」に改める。

第五章中第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 都市利便増進協定

第七十二条の三 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十三項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(以下「土地所有者等」という。)又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、都市利便増進施設の一體的な整備又は管理に関する協定(以下「都市利便増進協

第八十條 民間都市機構は、第二十九條第一項第一号に掲げる業務及び第七十一條第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるため、民間都市開発法第八條第二項に定める限度を超えて同項の規定による債券を発行することができる。

附則第三条中「平成二十四年三月三十一日」を平成二十九年三月三十一日に改める。

附則第四条から第九条までを削る。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（都市再生

整備計画に係る特別の措置」を「都市再生整備計画等に係る特別の措置」に、「第四十六条の二」を「第四十六条の五」に、「独立行政法人都市再生機構の業務の特例」を「道路の占用の許可基準の特例」に、「第六節 都市再生整備推進法人（第七十三条―第七十八条）」を「第六節（第七十三条―第七十八条）」を「第七節 都市再生整備推進協定（第七十二条の三―第七十二条の五）」を「第七節 都市再生整備推進法人（第七十三条―第七十八条）」と改題し、

一項、第四十五條の四第一項第二号及び第四十五條の十二の改正規定、第四章第三節第一款の改正規定、第三十六條（見出しを含む。）

の改正規定、同条の次に見出し及び四条を加える改正規定、第三十七条第一項第一号の改正規定、第五章の章名の改正規定、第四十六条の改

正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、第五章第一節に三条を加える改正規定、第五十一条第一項及び第五十八条第四項の改正規定、第五章第三節第四款の改正規定、第七十二条の二の改正規定（同条第二項中「前章第四節を」前章第四

五節に改める部分を除く。）、第七十三条第一項、第七十四条及び第七十七条第一項の改正規定、第五章中第六節を第七節とし、第五節の次定、

に一節を加える改正規定並びに附則第四条から第九条までを削る改正規定並びに附則第六条及び第十二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

第二条 この法律による改正後の都市再生特別措置法（以下「新法」という。）第十四条の規定により都市再生基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の都市再生特別措置法（以下「旧法」という。）第十四条の規定により定められている都市再生基本方針は、新法第十四条の規定により定められれた都市再生基本方針とみなす。

五条の規定により地域整備方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に旧法第十五

は、新法第十五条の規定により定められた地域整備方針とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の規定により組織されている都市再生緊急整備協議会は、新法第十九条第一項の規定により組織された都市再生緊急整備協議会とみなす。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六條 附則第一條ただし書に規定する日が地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日前である場合には、

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第一条第九項中「並びに都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第二号」を削る。

第二條第十一項中「及び都市再生特別措置法第二十九條第一項第二号」を削る。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第九項の規定によりされている資金の貸付けについては、なお従前の例による。

第十条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「都市再生特別措置法」の下に「第十九条の四の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び同法」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(環境影響評価法の一部改正)

第十一条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項及び第四十二条第三項中「第七十九条を」第八十一条に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第十二条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第七号を削る。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十六 削除

第二百一条第二項第一号へ並びに第三項第一号二及び第二号二中「第五条第一項」を「第五条第一項又ははに改め、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」を削る。

附則第五十条第二項中「第五条第一項」を「第五条第一項又はは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項」に、「と、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十条第一項」を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項」に改める。

審査報告書

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十九日

法務委員長 浜田 昌良
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年十一月十五日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 西岡 武夫殿

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律

(民事訴訟法の一部改正)

第一条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 管轄(第四条第二十二條)」を「第二節 裁判所職員の除斥及び忌避(第二十三條第二十七條)」を「第一節 日本(第二十三條第二十七條)」を「第二節 裁判所の管轄(第二十三條第二十七條)」を「第三節 裁判所の職員の除斥及び忌避(第二十三條第二十七條)」に改める。

第一編第二章第二節を第三節とする。

第五條第十五号中「相続財産の全部又は一部が同号に定める地を管轄する裁判所の管轄区域内にあるときに限る。」を削る。

第十條の次に次の一條を加える。

(管轄裁判所の特例)

第十條の二 前節の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、この法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する。

第十一條第三項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機

による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」を削る。

第一編第二章第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 日本の裁判所の管轄権

(被告の住所等による管轄権)

第三條の二 裁判所は、人に対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。)は、管轄権を有する。

2 裁判所は、大使、公使その他の外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えについて、前項の規定にかかわらず、管轄権を有する。

3 裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(契約上の債務に関する訴え等の管轄権)

第三條の三 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。

一 契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関して行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え

二 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え

三 財産権上の訴え

四 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。を含む。))に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え又は社員であつた者からの社員に対する訴えで、社員としての資格に基づくもの

契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき、又は契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

手形又は小切手の支払地が日本国内にあるとき。

請求の目的が日本国内にあるとき、又は当該訴えが金銭の支払を請求するものである場合には差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるとき(その財産の価額が著しく低いときを除く。)

当該事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

当該訴えがその者の日本における業務に関するものであるとき。

船舶が日本国内にあるとき。

社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

ロ 社団又は財団からの役員又は役員であつた者に対する訴えで役員としての資格に基づくもの

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴えで発起人又は検査役としての資格に基づくもの

二 会社その他の社団の債権者からの社員又は社員であつた者に対する訴えで社員としての資格に基づくもの

八 不法行為に関する訴え

九 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え

十 海難救助に関する訴え

十一 不動産に関する訴え

十二 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によつて効力を生ずべき行為に関する訴え

十三 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの

不法行為があつた地が日本国内にあるとき(外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであつたときを除く。)

損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき。

海難救助があつた地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき。

不動産が日本国内にあるとき。

相続開始の時間における被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時間における被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。)

(消費者契約及び労働関係に関する訴えの管轄権)

第三条の四 消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。以下同じ。)と事業者(法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。)との間で締結される契約(労働契約を除く。以下「消費者契約」という。)に関する消費者からの事業者に対する訴えは、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

2 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争(以下「個別労働関係民事紛争」という。)に関する労働者からの事業主に対する訴えは、個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供の地(その地が定まっていない場合にあつては、労働者を雇い入れた事業所の所在地)が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

3 消費者契約に関する事業者からの消費者に対する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する事業主からの労働者に対する訴えについては、前条の規定は、適用しない。

(管轄権の専属)

第三条の五 会社法第七編第二章に規定する訴

え(同章第四節及び第六節に規定するものを除く。)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第六章第二節に規定する訴えその他これらの法令以外の日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものの管轄権は、日本の裁判所に専属する。

2 登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属する。

3 知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二項に規定する知的財産権をいう。)のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権は、その登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属する。

(併合請求における管轄権)

第三条の六 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、当該一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。

(管轄権に関する合意)

第三条の七 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

4 外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない。

5 将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 消費者契約の締結の時において消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意(その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。)であるとき。

二 消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が当該合意を

援用したとき。

6 将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 労働契約の終了の時にされた合意であつて、その時における労務の提供の地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨を定めたもの(その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。)であるとき。

二 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。

(応訴による管轄権)

第三条の八 被告が日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、裁判所は、管轄権を有する。

(特別の事情による訴えの却下)

第三条の九 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。)においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判を

することが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

(管轄権が専属する場合の適用除外)

第三条の十 第三条の二から第三条の四まで及び第三条の六から前条までの規定は、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合には、適用しない。

(職権証拠調べ)

第三条の十一 裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

(管轄権の標準時)

第三条の十二 日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定める。

第四百四十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定により第一項の確認の請求について管轄権を有しないときは、当事者は、同項の確認の判決を求めることができない。

第四百四十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 日本の裁判所が反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とする場合に限り、第一項の規定による反訴を提起することができる。ただし、日本の裁判所が管轄権の専属に

関する規定により反訴の目的である請求について管轄権を有しないときは、この限りでない。

第四百四十七条中「第四百四十五条第三項」を「第四百四十五条第四項」に改める。

第三百十二条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定に違反したこと。

(民事保全法の一部改正)

第二条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十条」に、「第十二条」を「第十一条」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条 保全命令の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときに限り、することができる。

第二章第二節の節名、同節第一款の款名及び第十二条の見出しを削り、第十一条の前に次の節名、款名及び見出しを付する。

第二節 保全命令

第一款 通則

附則

(保全命令事件の管轄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の民事訴訟法の規定(第三条の七を除く。)は、この法律の施行の際現に係属している訴訟の日本の裁判所の管轄権及び管轄に關しては、適用しない。

2 第一条の規定による改正後の民事訴訟法第三条の七の規定は、この法律の施行前にした特定の国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意については、適用しない。

3 第二条の規定による改正後の民事保全法第十条の規定は、この法律の施行前にした申立てに係る保全命令事件については、適用しない。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第三条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第八十五条中「平成八年法律第九号」の下に「第三条の三第七号ハ及び」を加え、「同号ハ」を「これらの規定」に改める。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第四条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第一編第二章第二節」を「第一編第二章第三節」に改める。

(人事訴訟法の一部改正)

第五条 人事訴訟法(平成十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

人事に関する訴えについては、民事訴訟法第一編第二章第一節、第四百四十五条第三項及び第四百四十六条第三項の規定は、適用しない。

第三十条の見出しを「(民事保全法の適用関係等)」に改め、同条中第二項を第三項とし、同条第一項中「(平成元年法律第九十一号)」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

人事訴訟を本案とする保全命令事件については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第十一条の規定は、適用しない。

(労働審判法の一部改正)

第六条 労働審判法(平成十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該請求について民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、提起があつたものとみなされた訴えを却下するものとする。

第二十二條第二項中「事件」の下に「(同項後段の規定により却下するものとされる訴えに係るものを除く。)」を加える。

審査報告書

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十九日

内閣委員長 松井 孝治

参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、民間事業者による提案制度の創設、公共施設等運営権に係る制度の創設、民間資金等活用事業推進会議の設置等の措置を講じようとするものである。あつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一、民間事業者への公務員の派遣等については、民間事業者の必要性を十分に踏まえ、民間事業者からの要請に基づき事実上の「天下り」との批判を受けることのないよう、その運用に万全を

期すること。

二、民間資金等活用事業推進会議については、民間資金等活用事業推進委員会が設置されていることを踏まえ、行政の簡素化の観点から、その設置の意義について検討して年内に結論を得ること。

三、民間事業者選定に当たっては、公平な競争を確保するとともに、契約事業者による良質な市民サービスの維持に常に配慮すること。
右決議する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣 菅 直人

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

律

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 基本方針等(第四条)

第三章 特定事業の実施等(第五条—第十条の二)

第四章 公共施設等運営権(第十条の三—第十条の十七)

第五章 選定事業に対する特別の措置(第十一条—第二十条)

第六章 民間資金等活用事業推進会議等(第二十一条—第二十三条)

第七章 雑則(第二十三条)

第一章 総則

第二条第一項中「の各号」を削り、同項第三号中「公営住宅」を「賃貸住宅」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)

第二条第二項中「建設の下に」「製造」を加え、同条第三項中「の各号」を削り、同条に次の二項を加える。

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十条の三の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権(公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第十条の十六第四項において同じ。)を有する公共施設等(利用料金(公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。)を徴収するものに限る。)について、運営等(運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)を行い、利用料金を自らの収入とし

て収受するものをいう。

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。
第三条の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針等
第四条の見出しを削り、同条第一項中「内閣総理大臣」を「政府」に改め、同条第二項第一号中「提案」を「提議」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公共施設等運営権に関する基本的な事項
第四条第四項中「を定めようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の議を経なければ」を「の案につき閣議の決定を求めなければ」に改め、同条第五項中「基本方針を定めた」を「前項の規定による閣議の決定があつた」に、「これ」を「基本方針」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第三章 特定事業の実施等

第五条第一項中「次条」を「第六条」に改め、同条第二項第五号中「第十条第一項に規定する事業計画又は協定」を「事業契約(選定事業(公共施設等運営事業を除く。))を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(実施方針の策定の提案)
第五条の二 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定

事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に關する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者者に通知しなければならない。

第六条中「前条第三項」を「第五条第三項」に改める。

第七条第二項中「第十条第一項に規定する事業計画又は協定」を「事業契約」に改め、「整備等」の下に「(第十条の三の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(欠格事由)

第七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に應じることができない。

一 法人でない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に扱われている法人

三 第十条の十六第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により公共施設等運営権を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない法人

四 公共施設等運営権を有する者(以下「公共施設等運営権者」という。)が第十条の十六第一

項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実が発生した当時現に当該公共施設等運営権者の親会社等(その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。第七号において同じ。)であつた法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 公共施設等運営権者が第十条の十六第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該公共施設等運営権者の役員

であつた者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

六 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する法人

七 その者の親会社等が第二号から前号までのいずれかに該当する法人

(技術提案)

第七条の三 公共施設等の管理者等は、第七条第一項の規定による民間事業者の選定に先立つて、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に關する技術又は工夫についての提案(以下この条において「技術提案」という。)を求めるよう努めなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。

3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八条中「前条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第九条中「特定事業に係る契約」を「事業契約」に改める。

第十条第一項中「公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した事業計画若しくは協定又は選定事業者(当該施設の管理者である場合を含む。)」が策定した事業計画を「事業契約(第十条の三の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約(第十条の九第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。))。次項において同じ。」に改め、同条第二項中「前項の事業計画又は協定」を「事業契約」に改め、同条の次に次の一条、一章及び章名を加える。

(実施方針の策定の見通し等の公表)

第十条の二 公共施設等の管理者等は、内閣府令で定めるところにより、毎年度、当該年度の実施方針の策定の見通しに關する事項で内閣府令で定めるものを公表しなければならない。ただし、当該年度にその見通しがない場合は、この限りでない。

2 公共施設等の管理者等は、前項の見通しに關する事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

3 公共施設等の管理者等は、事業契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該事業契約の内容(公共施設等の名称及び立地、選定事業者の商号又は名称、公共施設等の整備等の内容、契約期間、事業の継続が困難となつた場合における措置に關する事項その他内閣府令で定める事項に限る。)を公表しなければならない。

官 報 (号 外)

4 前三項の規定は、地方公共団体が、前三項に規定する事項以外の実施方針の策定の見通し及び事業契約の内容に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第四章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の設定)

第十条の三 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)

第十条の四 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨

二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

三 公共施設等運営権の存続期間

四 第十条の七の規定により費用を徴収する場合に、その旨(あらかじめ徴収金額を定める場合)あつては、費用を徴収する旨及びその金額)

五 第十条の九第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置

に関する事項

六 利用料金に関する事項

(実施方針に関する条例)

第十条の五 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(公共施設等運営権の設定の時期等)

第十条の六 公共施設等の管理者等は、第十条の四の規定により実施方針に同条各号に掲げる事項を定めた場合において、第七条第一項の規定により民間事業者を選定したときは、遅滞なく(当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに)、当該実施方針に従い、選定事業者に公共施設等運営権を設定するものとする。

2 公共施設等運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置

二 第十条の四第二号及び第三号に掲げる事項

3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の

の名称及び立地並びに前項第二号に掲げる事項を公表しなければならない。

4 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(費用の徴収)

第十条の七 公共施設等の管理者等は、実施方針に従い、公共施設等運営権者(公共施設等運営権に係る公共施設等の建設、製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者に限る。)から、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(公共施設等運営事業の開始の義務)

第十条の八 公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等が指定する期間内に、公共施設等運営事業を開始しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

3 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

(公共施設等運営権実施契約)

第十条の九 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管

理者等と、次に掲げる事項をその内容を含む契約(以下「公共施設等運営権実施契約」という。)を締結しなければならない。

一 公共施設等の運営等の方法

二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法

四 その他内閣府令で定める事項

2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容(公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第二号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。)を公表しなければならない。

3 前項の規定は、地方公共団体が、同項に規定する事項以外の公共施設等運営権実施契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(公共施設等の利用料金)

第十条の十 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収受するものとする。

2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

(性質)

第十条の十一 公共施設等運営権は、物権とみな

し、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。 (権利の目的) 第十条の十二 公共施設等運営権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。 (処分の制限) 第十条の十三 公共施設等運営権は、分割し、又は併合することができない。 2 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。 3 公共施設等の管理者等は、前項の許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。 一 公共施設等運営権の移転を受ける者が第七條の二各号のいずれにも該当しないこと。 二 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。 4 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、第二項の許可を行おうとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。 5 抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。	6 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした公共施設等運営権の移転又は放棄は、その効力を生じない。 (登録) 第十条の十四 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第十条の十六第一項の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公共施設等運営権登録簿に登録する。 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。 3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。 4 公共施設等運営権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。 5 公共施設等運営権登録簿に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報のいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。 6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。 (指示等) 第十条の十五 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業の適正を期するため、公共施設等運営権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 (公共施設等運営権の取消し等) 第十条の十六 公共施設等の管理者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。 一 公共施設等運営権者が次のいずれかに該当するとき。 イ 偽りその他の不正の方法により公共施設等運営権者となったとき。 ロ 第七條の二各号のいずれかに該当することとなったとき。 ハ 第十条の八第一項の規定により指定した期間(同条第二項の規定による延長があったときは、延長後の期間)内に公共施設等運営事業を開始しなかったとき。 ニ 公共施設等運営事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。 ホ ニに掲げる場合のほか、公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき。 ヘ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないうとき。 ト 公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき。 二 公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要があるとき。	要が生じたとき。 2 公共施設等の管理者等は、前項の規定による公共施設等運営権の行使の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により、抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。 4 公共施設等の管理者等が、公共施設等の所有権を有しなくなったときは、公共施設等運営権は消滅する。 (公共施設等運営権者に対する補償) 第十条の十七 公共施設等の管理者等は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は前条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅(公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によつて損失を受けた公共施設等運営権者又は公共施設等運営権者であつた者(以下この条において単に「公共施設等運営権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。 2 前項の規定による損失の補償については、公共施設等の管理者等と公共施設等運営権者との協議しなければならない。
---	---	---

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、公共施設等の管理者等は、自己の見積もった金額を公共施設等運営権者に支払わなければならない。

4 前項の補償金額に不服がある公共施設等運営権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもって、その増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、当該公共施設等の管理者等を被告とする。

6 前条第一項の規定により取り消された公共施設等運営権又は同条第四項の規定により消滅した公共施設等運営権（公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。）の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、公共施設等の管理者等は、その補償金を供託しなければならない。

7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

8 公共施設等の管理者等は、第一項の規定による補償の原因となった損失が前条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し又はその行使の停止によるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

第五章 選定事業に対する特別の措置

第十一条の二第三項中「を行うため締結した契約の解除」を「に係る事業契約の解除又は第十条の

十六第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅」に改める。

第十一条の三第一項中「及び第四号に掲げる施設（公営住宅を除く。以下この項において「第三号及び第四号施設」という。）並びに同条第一項第五号」を「から第五号までに掲げる施設及び同項第六号」に、「第三号及び第四号施設に」を「同項第三号から第五号までに掲げる施設に」に改め、同条第三項中「を行うため締結した契約の解除」を「に係る事業契約の解除又は第十条の十六第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（職員の派遣等についての配慮）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

第二十条の次に次の章名及び二条を加える。

第六章 民間資金等活用事業推進会議等（民間資金等活用事業推進会議）

第二十条の二 内閣府に、特別の機関として、民間資金等活用事業推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案を作成すること。
二 民間資金等の活用による公共施設等の整備

等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策に関する重要事項について審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 会議は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かなければならない。

第二十条の三 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十二条の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第七章 雑則

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）及び第十一条の三第一項の改正規定並びに附則第三条中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条第六

項の改正規定（「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）を加える部分に限る。」及び同法附則第十五条第二十二項の改正規定（「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）を加える部分に限る。」）公布の日

二 第四条第一項、第四項及び第五項の改正規定、第二十条の次に章名及び二条を加える改正規定（二条を加える部分に限る。）並びに第二十二条の見出しの改正規定並びに附則第五条 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第六条の改正規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律の規定による改正前の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五条第三項の規定により公表された実施方針に係る特定事業については、この法律の規定による改正後の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第六条、第七条第二項、第九条、第十条、第十一条の二第三項及び第八項並びに第十一条の三第二項、第四項、第六項及び第八

項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号の七中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画若しくは協定」を「事業契約」に改める。

附則第十一条第六項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改め、「規定する公共施設等」の下に「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。))及び同項第五号に掲げる施設を除く。」を加え、同条第八項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改める。
附則第十五条第二十二項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」

を「事業契約」に改め、「規定する公共施設等」の下に「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。))及び同項第五号に掲げる施設を除く。」を加え、同条第二十五項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「若しくは第二号又は第四号」を「第二号、第四号又は第四号の二」に、「若しくは船舶又はダム使用権」を「船舶、ダム使用権又は公共施設等運営権」に改める。
第十一条第一項中「又はダム使用権」を「ダム使用権又は公共施設等運営権」に改める。
別表第一第四号の次に次のように加える。

四の二 公共施設等運営権の登録(公共施設等運営権の信託の登録を含む。)		
(一) 設定の登録	公共施設等運営権の価額	千分の一
(二) 移転の登録	公共施設等運営権の価額	千分の一
イ 法人の合併による移転の登録	公共施設等運営権の価額	千分の五
ロ その他の原因による移転の登録	公共施設等運営権の価額又は債権金額又は極度金額	千分の四
(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四

四 抵当権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録

(六) 抵当権の順位の変更の登録

(七) 信託の登録

イ 抵当権の信託の登録

ロ 抵当権以外の権利の信託の登録

(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。)

(九) 登録の抹消

債権金額又は極度金額	千分の一
債権金額又は極度金額	千分の一
一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の一
抵当権の件数	一件につき千円
債権金額又は極度金額	千分の一
公共施設等運営権の価額	一件につき千円
公共施設等運営権の件数	一件につき千円
公共施設等運営権の件数	一件につき千円

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項の表子ども・若者育成支援推進本部の項の前に次のように加える。

民間資金等活用事業推進会議

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(破産法の一部改正)

第六条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項第二号中「漁業権」の下に「公共施設等運営権」を加える。

審査報告書

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十九日

厚生労働委員長 津田弥太郎

参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者等の妻の置かれている特別の事情に鑑み、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費(支給事務に要する経費)として、平成二十三年度一般会計予算(厚生労働省所管)に約四千三百万円が計上されている。

なお、特別給付金に係る国債の償還分として、平成二十四年度以降、国債整理基金特別会計(財務省所管)に総額約三億五千七百万円が計上される見込みである。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月十五日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十五年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成十五年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改め、同項第一号中「平成十五年四月二日以後平成十八年十月一日前」を「平成二十三年四月二日以後同年十月一日前」に改め、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に、「平成十八年十月一日」を「平成二十三年十月一日」に改め、同項第四号中「平成十八年十月一日」を「平成二十三年十月一日」に改める。

第四条第一項中「三十万円」を「十五万円」に、「十五万円」を「七万五千円」に、「十年」を「五年」に改める。

附則第二項中「平成十八年十月一日」を「平成二十三年十月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十五号。以下「平成十八年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

(特別給付金の支給の特例)
第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者(次に掲げる者を除く。)には、同項の特別給付金を支給する。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号)以下「昭和五十一年改正法」という。)附則第六条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十三号)附則第四条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成三年法律第五十五号。以下「平成三年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法附則第三条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法附則第三条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成八年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者

五 平成十三年改正法附則第三条の規定により平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等

の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成十三年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者

六 平成十八年改正法附則第三条の規定により旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

第四条 次の各号に掲げる戦傷病者等(平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡したものに限る。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含む。)であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの(平成二十三年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。)には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、新法第二条各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

一 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対す

る特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成八年改正法附則第二条第六項又は第七項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等 平成八年改正法附則第二条第五項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成八年改正法附則第二条第四項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成八年改正法附則第二条第三項の規

定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者(平成八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。)

六 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 平成二十三年十月一日において、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)第三条第二項各号に掲げる給付(当該戦傷病者等の死亡に係るものに限る。)を受ける権利を有する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又

は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後平成二十三年十月一日前に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

3 第一項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「十五万円」戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千元」とあるのは、「五万円」とする。

審査報告書

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十九日

文教科科学委員長 二之湯 智

参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、学術の振興を図るため、独立行政法人日本学術振興会に、学術研究の助成に関する業務に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、平成二十三年度一般会計予算において、八百五十三億円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、学術研究助成基金について、研究機関及び研究者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な運用に最大限努力すること。

二、基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金を始めとする研究予算の確保に努めるとともに、制度改正後における科学研究費補助金の執行状況等を踏まえて基金化による効果を検証し、必要に応じて、基金対象の拡大を含めた制度の改善を図ること。

三、科学研究費補助金の執行について、不正使用防止対策を徹底し、その適正な執行を図ること。

四、将来を担う若手研究者の育成の重要性に鑑み、若手研究者を対象とする科学研究費補助金の研究種目については、採択率の向上に努めること。

五、国民の安全・安心を確保する見地から、災害及び原子力安全に関する研究を充実するとともに、広く国民への情報提供に努めること。

六、東日本大震災で被害を受けた大学等及び独立行政法人の研究施設・設備の早期復旧に万全を期すること。

右決議する。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月十五日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第二十条」に、「第十九条」を「第二十一条」を「第二十三条」に、「第二十五条」を「第二十四条」に、「第二十五条」に改める。

第十七条の見出しを「(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定(罰則を含む)は、第十九条に規定する学術研究助成業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項第一号、第七條第二項、第十九條第一項及び第二項、第二十四條並びに第三十三條中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と

と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

第二十三条を第二十五条とする。

第二十二條に次の一号を加える。

三 第十八條第三項において準用する通則法第四十七條の規定に違反して学術研究助成基金を運用したとき。

第二十二條を第二十四條とする。

第五章中第二十一條を第二十三條とし、第二十条を削り、第十九條を第二十二條とし、同条の前に次の一條を加える。

(国会への報告等)

第二十一條 振興会は、毎事業年度、学術研究助成業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第四章中第十八條を第二十條とし、第十七條の次に次の二條を加える。

(学術研究助成基金)

第十八條 振興会は、第十五條第一号に掲げる業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 学術研究助成基金の運用によって生じた利子

その他の収入金は、学術研究助成基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七條及び第六十七條(第四号に係る部分に限る。)の規定は、学術研究助成基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七條第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)

第十九條 振興会は、前条第一項に規定する業務(学術研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。第二十一條第一項において「学術研究助成業務」という。)については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

附則第二條の二の見出しを「(先端研究助成基金等)」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十九日

総務委員長 那谷屋正義
参議院議長 西岡 武夫殿

上に開設するもの (六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)		三 人工衛星局（八の項に掲げる無線局を除く。）	
空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの	八千九百円	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	三千五百円
空中線電力が〇・〇一ワット以下のも	七千三百円	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	二百九十一万円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	八千九百円	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	一億三千十六万七千七百円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	八千九百円	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	十三万二千二百円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	八千九百円	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	三千二百二十万七千八百円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	八千九百円	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	九千七百四十万五千九百円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	八千九百円	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	二億千八百八十三万九千八百円

四 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局（五の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	十三万二千二百円	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	百七十八万七千八百円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	十三万二千二百円	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	八十九万五千円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	十三万二千二百円	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	十八万八千八百円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	十三万二千二百円	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	六万八千八百円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	十三万二千二百円	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	千二百二十一万九千七百円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	十三万二千二百円	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	六百一十一万円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	十三万二千二百円	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	百二十二万四千円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	十三万二千二百円	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	四十万九千五百円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	十三万二千二百円	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	一億六千六百八十一万六千二百円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	十三万二千二百円	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	八千三百四十万九千二百円
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	十三万二千二百円	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	千六百六十八万三千七百円

六 基幹放送局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）		六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	テレビジョン放送をするもの	空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの	空中線電力が〇・〇二ワット以上二キロワット未満のもの	空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの	その他のもの	六千九百九十三万六千三百円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの	設置場所が第一地域、第二地域、第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	五百五十六万二千七百円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。）		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	三億三千五百七十四万四千六百円	一億六千七百八十七万三千四百円	三千三百五十七万六千六百円	千七百円	六万八千八百円	千五百円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

六

備考

- 一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。
- 二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域(第四地域を除く。)をいう。
- 三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県(第四地域を除く。)をいう。
- 四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域(第四地域を除く。)をいう。
- 五 この表において「第四地域」とは、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島の区域をいう。
- 六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。
- 七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。
- 八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項、三の項、四の項及び九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの
	円		
	二千九十八万	二千二百円	七百二万九千三百円
	一万七千五百		

に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、二百円を控除した金額とする。

九 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、二百円とする。

十 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七の一の項中「〇・〇三〇〇」を「〇・〇二九五」に改め、同表の二の項中「〇・〇五一四」を「〇・〇五〇二」に改め、同表の三の項中「〇・四五〇四」を「〇・四五四六」に改め、同表の四の項中「〇・〇二四七」を「〇・〇二四三」に改め、同表の五の項中「〇・〇一六六」を「〇・〇一六四」に改め、同表の六の項中「〇・一一九四」を「〇・一一九五」に改め、同表の七の項中「〇・一六五八」を「〇・一六五二」に改め、同表の八の項中「〇・〇四〇九」を「〇・〇四〇四」に改め、同表の九の項中「〇・〇二二〇」を「〇・〇二一六」に改め、同表の十の項中「〇・〇七一五」を「〇・〇七〇八」に改め、同表の十一の項中「〇・〇〇七四」を「〇・〇〇七五」に改め、同表の十二の項中「〇・五五六三」を「〇・五五八六」に改め、同表の十三の項中「〇・四四三七」を「〇・四四一四」に改め、同表の十五の項中「〇・二二五二」を「〇・二二七三」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八二九」を「〇・〇八二六」に改める。

別表第八の一の項中「二千七百五十円」を「二千三百二十円」に、「二千八百十円」を「千三百八十円」に、「千七百二十円」を「四百四十円」に、「千六百五十円」を「二百六十円」に改め、同表の二の項中「二千八百十円」を「千三百八十円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(附則第四条において「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中電波法第百三条の二第二項及び第三項並びに別表第六備考第九号の改正規定並びに次条、附則第五条及び第七条の規定公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条及び第六条の規定公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(電波監理審議会への諮問)

第二条 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の電波法第二十七条の十二第一項の規定による開設指針の制定又は同法第二十七条の十三第六項の規定による総務省令の改正のために、電波監理審議会に諮問することができる。

(免許の有効期間に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の電波法第十三条第二項の無線局の免許を受けている者の当該免許の有効期間については、第一条の規定による改正後の電波法第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(電波利用料に関する経過措置)

第四条 施行日前に免許又は第二条の規定による

改正前の電波法(以下この条において「旧法」という。)第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、第二条の規定による改正後の電波法(以下この条において「新法」という。)第百三条の二第一項、第五項、第六項及び第十三項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等(同条第一項に規定する応当日(以下この条において単に「応当日」という。))又は新法第百三条の二第五項に規定する包括免許等の日に応当する日という。以下この項において同じ。以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

2 新法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新法第百三条の二第一項及び第十三項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

3 新法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新法第百三条の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する

一年の期間の分から順次充当するものとする。(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正) 第六条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第十三条第二項」を削る。(調整規定)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日前である場合には、第一条のうち第二十七条の十三第二項の改正規定中「第二十七条の十三第二項第九号を同項第十号とし、同項」とあるのは、「第二十七条の十三第二項中「から第九号まで」を、「第八号及び第十号」に改め、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、」とする。

2 前項の場合において、放送法等の一部を改正する法律第四条のうち第二十七条の十三第二項の改正規定中「から第九号まで」とあるのは、「第八号及び第十号」と、「同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし」とあるのは「同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし」とする。

審査報告書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十九日

総務委員長 那谷屋正義
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、電波利用料制度の見直しに当たっては、受益と負担の関係の明確化、電波の経済的価値のより適正な反映及び負担の公平確保により、無線局免許人及び国民からの理解を十分得られるよう努めるとともに、使途について、その必要

性、効果等を十分検証し、本制度の一層の適正化を図ること。

二、周波数の移行に当たっては、新旧の免許人等の負担が過大になることがないよう、十分に配慮するとともに、審査における終了促進措置の位置付けを明確にすること等により、特定基地局開設計画認定の公平性、透明性を十分に確保すること。また、周波数の円滑な移行のため、影響を受ける既存の電波利用者に対する情報提供や周知啓発に努めるとともに、事業者に対し適切な配慮を行うよう求めること。

三、周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待される一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増、電波利用の既得権益化等の課題があることから、幅広い国民の意見を十分踏まえつつ慎重な検討を行うこと。

四、電気通信分野におけるユーザーの利便性の向上に向け、公正競争の一層の確保、グローバルな市場環境の変化に対応した規制の在り方について、必要な検討を行うこと。また、ブロードバンドへのアクセスについては、固定・無線系のブロードバンドの普及状況や国民的コンセンサスの状況等を踏まえつつ、検討を行うこと。

五、東日本大震災により、地方公共団体が国の補助を受けて整備した地域情報通信基盤に被害が生じていることから、早期に復旧し、完備できるよう、適切な支援を行うこと。また、災害に強い情報通信基盤の調査研究に努めること。

右決議する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十三年三月八日

内閣総理大臣 菅 直人

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

(電気通信事業法の一部改正)

第一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「含む」の下に「第三項において同じ」を加え、「この項において」を「この条において」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合には、当該委託に係る業務に関し前条第三項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為(同項ただし書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。)が行われないよう、当該委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。この場合において、当該電気通信事業者及びその一若しくは二以上の子会社又は当該電気通信事

業者の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該電気通信事業者の子会社とみなす。

第三十一条第四項中、「第二項」の下に、「第三項及び第五項を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 総務大臣は、第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるとき、又は前項前段の委託を受けた子会社(同項後段の規定により当該電気通信事業者の子会社とみなされた会社を含む。以下この項において同じ。)が前条第三項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、同項各号に掲げる行為の停止若しくは変更を命じ、又は当該委託を受けた子会社による同条第三項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を停止させ、若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に關して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視する

ための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

6 前項に規定する体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備(これと一体として設置される電気通信設備を含む。)の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門(次号及び第三号において「設備部門」という。)を置くこと。

二 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に關して知り得た情報の管理責任者を設備部門に置くこと。

三 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこと。

第百六十条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に、「同条第二項の規定に違反する行為の停止若しくは変更」を「同条第二項各号に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第三項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきこと」に改める。

第百六十一条第一項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に改める。
第百六十九条第四号中「若しくは第四項」を

「第五項若しくは第七項」に改める。

第百八十六條第三号中「第三十一條第三項」を

「第三十一條第四項」に改める。

第百八十八條第五号中「第三十一條第四項」を

「第三十一條第七項」に改める。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第二條 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中、「総務大臣の認可を受けて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならぬ。

第二條第四項中、「総務大臣の認可を受けて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならぬ。

第二條第五項中「総務大臣の認可を受けて、第三項」を「第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければ

ならない。

第二十三條第一号中「認可を受けなくてこれらの規定に規定する業務を営んだ」を「届出をせず、又は虚偽の届出をした」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次條の規定は、公布の日から施行する。

(審議会等への諮問)

第二條 総務大臣は、この法律の施行前においても、第一條の規定による改正後の電気通信事業法第三十一條第五項又は第七項の総務省令の制定のために、電気通信事業法第六十九條の政令で定める審議会等に諮問することができる。(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に第二條の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「旧会社法」という。)第二條第二項、第四項又は第五項の規定を受けている業務は、それぞれ第二條の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「新会社法」という。)第二條第二項、第四項又は第五項の規定により届け出た業務とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧会社法第二條第二項、第四項又は第五項の規定による認可の申請は、それぞれ新会社法第二條第二項、第四項又は第五項の規定によりした届出と

みなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五條 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年四月十九日

総務委員長 那谷屋正義

参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の経済情勢を踏まえつつ電気通信基盤の整備の促進を引き続き行っていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設整備事業を見直すほか、独立行政法人情報通信研究機構が行う利子助成業務を廃止しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、電波利用料制度の見直しに当たっては、受益と負担の関係の明確化、電波の経済的価値のより適正な反映及び負担の公平確保により、無線局免許人及び国民からの理解を十分得られるよう努めるとともに、使途について、その必要性、効果等を十分検証し、本制度の一層の適正化を図ること。

二、周波数の移行に当たっては、新旧の免許人等の負担が過大になることがないよう、十分に配慮するとともに、審査における終了促進措置の位置付けを明確にすること等により、特定基地局開設計画認定の公平性、透明性を十分に確保すること。また、周波数の円滑な移行のため、影響を受ける既存の電波利用者に対する情報提供や周知啓発に努めるとともに、事業者に対し適切な配慮を行うよう求めること。

三、周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待される一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増、電波利用の既得権益化等の課題があることから、幅広い国民の意見を十分踏まえつつ慎重な検討を行うこと。

四、電気通信分野におけるユーザーの利便性の向

上に向け、公正競争の一層の確保、グローバルな市場環境の変化に対応した規制の在り方について、必要な検討を行うこと。また、ブロードバンドへのアクセスについては、固定・無線系のブロードバンドの普及状況や国民的コンセンサスの状況等を踏まえつつ、検討を行うこと。

五、東日本大震災により、地方公共団体が国の補助を受けて整備した地域情報通信基盤に被害が生じていることから、早期に復旧し、完備できるよう、適切な支援を行うこと。また、災害に強い情報通信基盤の調査研究に努めること。

右決議する。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十三年三月八日

内閣総理大臣 菅 直人

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 移動する事物の瞬間的影像をデジタル信号により送信する役務を提供することを可能とする電気通信設備であつて、学校、病院その

他これらに類する施設として総務省令で定めるものにおいて行われる教育又は医療に関する業務に使用されるもの(一の構内(これに準ずる区域を含む。)又は建物内にいる者の通信の用に供するために設置するものを除く。)

第六条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第七条を削る。

第八条の見出し中「確保」を「融通のあつせん」に改め、同条第一項中「確保又はその」を削り、同条第二項中「第六条を「前条」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附則第二条中「平成二十三年五月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 株式会社日本政策投資銀行以外の出資者は、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)第十八条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、独立行政法人情報通信研究機構法第七条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならぬ。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(助成金の交付等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の電気通信基盤充実臨時措置法(附則第七条第一項において「旧法」という。)第六条第二号の規定により助成金の交付を受けている同号イ及びロに掲げる施設整備事業に対する同号の助成金の交付及びこれに附帯する業務については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる助成金の交付を受ける施設整備事業に係る電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正) 第六条 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中、「以下「電気通信基盤法」という。」を削る。

附則第十四条及び第十五条を削り、附則第十六条を附則第十四条とする。

附則第十七条を削り、附則第十八条を附則第十五条とする。

(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 機構が附則第三条第一項の規定により行う旧法第六条第二号の助成金の交付の業務及びこれに附帯する業務(以下「利子助成継続業務」という。)が終了するまでの間は、前条の規定による改正後の独立行政法人情報通信研究機構法附則第九条第二項に規定する業務には、利子助成継続業務が含まれるものとする。

2 この法律の施行の際現に機構が管理している前条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法附則第十五条に規定する高度電気通信施設整備促進基金(利子助成継続業務に必要な経費に充てる金額に係る部分に限る。)については、利子助成継続業務が終了するまでの間、同条の規定はなおその効力を有する。

投票者氏名

日程第一 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、第百七十六回国会衆議院送付)
賛成者氏名 二二五名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君
一川 保夫君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君
大河原雅子君 大久保 勉君
大久保潔重君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
岡崎トミ子君 加賀谷 健君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 恵美君 金子 洋一君
神本美恵子君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
郡司 彰君 小西 洋之君
小林 正夫君 行田 邦子君
興石 東君 今野 東君
佐藤 公治君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
主濱 了君 榎葉賀津也君
鈴木 寛君 田城 郁君
田中 直紀君 武内 則男君
谷 博之君 谷 亮子君

谷岡 郁子君 ツルシ マルティ君
津田弥太郎君 辻 泰弘君
外山 斎君 徳永 エリ君
徳永 久志君 轟木 利治君
友近 聡朗君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 中谷 智司君
中村 哲治君 長浜 博行君
難波 奨二君 西村まさみ君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
林 久美子君 姫井由美子君
平田 健二君 平野 達男君
平山 幸司君 平山 誠君
広田 一君 広野ただし君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤谷 光信君
藤本 祐司君 藤原 正司君
藤原 良信君 舟山 康江君
前川 清成君 前田 武志君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
松井 孝治君 松浦 大悟君
松野 信夫君 水戸 将史君
水岡 俊一君 室井 邦彦君
森 ゆうこ君 安井美沙子君
柳澤 光美君 柳田 稔君
山根 隆治君 横峯 良郎君
吉川 沙織君 米長 晴信君
蓮 舩君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤石 清美君
有村 治子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井みどり君

磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
衛藤 晟一君 大家 敏志君
岡田 直樹君 岡田 広君
加治屋義人君 片山さつき君
金子原二郎君 川口 順子君
岸 宏一君 岸 信夫君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
佐藤ゆかり君 山東 昭子君
島尻安伊子君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君
高階恵美子君 谷川 秀善君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
中川 雅治君 中曽根弘文君
中西 祐介君 中原 八一君
中村 博彦君 二之湯 智君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 長谷川 岳君
橋本 聖子君 浜田 和幸君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 基之君 古川 俊治君
牧野たかお君 松村 新平君
松村 祥史君 松村 龍二君
丸川 珠代君 三原じゅん子君
水落 敏栄君 宮沢 洋一君
森 まさこ君 山崎 力君

山崎 正昭君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉田 博美君
義家 弘介君 若林 健太君
脇 雅史君 渡辺 猛之君
秋野 公造君 荒木 清寛君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
加藤 修一君 草川 昭三君
木庭健太郎君 白浜 一良君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 西田 実仁君
浜田 昌良君 松 あきら君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
渡辺 孝男君 上野ひろし君
江口 克彦君 小熊 慎司君
小野 次郎君 川田 龍平君
桜内 文城君 柴田 巧君
寺田 典城君 中西 健治君
松田 公太君 水野 賢一君
荒井 広幸君 片山虎之助君
中山 恭子君 舩添 要一君
福島みずほ君 又市 征治君
山内 徳信君 吉田 忠智君
亀井亜紀子君 自見庄三郎君
森田 高君 糸数 慶子君
尾辻 秀久君 大江 康弘君
長谷川大紋君

反対者氏名

六名

井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 田村 智子君
大門実紀史君 山下 芳生君

日程第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二〇名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君
一川 保夫君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君
大河原雅子君 大久保 勉君
大久保潔重君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
岡崎トミ子君 加賀谷 健君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 恵美君 金子 洋一君
神本美恵子君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
郡司 彰君 小西 洋之君
小林 正夫君 行田 邦子君
奥石 東君 今野 東君
佐藤 公治君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君

主演 了君 榎葉賀津也君
鈴木 寛君 田城 郁君
田中 直紀君 武内 則男君
谷 博之君 谷 亮子君
谷岡 郁子君 光シ マルティ君
津田弥太郎君 辻 泰弘君
外山 斎君 徳永 エリ君
徳永 久志君 轟木 利治君
友近 聡朗君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 中谷 智司君
中村 哲治君 長浜 博行君
難波 樊二君 西村まさみ君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
林 久美子君 姫井由美子君
平田 健二君 平野 達男君
平山 幸司君 平山 誠君
広田 一君 広野ただし君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤谷 光信君
藤本 祐司君 藤原 正司君
藤原 良信君 舟山 康江君
前川 清成君 前田 武志君
牧山ひろえ君 松井 孝治君
松浦 大悟君 松野 信夫君
水戸 将史君 水岡 俊一君
室井 邦彦君 森 ゆうこ君
安井美沙子君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山根 隆治君
横峯 良郎君 吉川 沙織君
米長 晴信君 蓮 舫君

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤石 清美君 有村 治子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井みどり君 磯崎 仁彦君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
上野 通子君 衛藤 晟一君
大家 敏志君 岡田 直樹君
岡田 広君 加治屋義人君
片山さつき君 金子原二郎君
川口 順子君 岸 宏一君
岸 信夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 佐藤ゆかり君
山東 昭子君 島尻安伊子君
末松 信介君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
谷川 秀善君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 中川 雅治君
中曽根弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 中村 博彦君
二之湯 智君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
長谷川 岳君 橋本 聖子君
浜田 和幸君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 基之君
古川 俊治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 祥史君

松村 龍二君 丸川 珠代君
三原じゅん子君 水落 敏栄君
宮沢 洋一君 森 まさこ君
山崎 力君 山崎 正昭君
山田 俊男君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉田 博美君 義家 弘介君
若林 健太君 脇 雅史君
渡辺 猛之君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 加藤 修一君
草川 昭三君 木庭健太郎君
白浜 一良君 竹谷とし子君
谷合 正明君 長沢 広明君
西田 実仁君 浜田 昌良君
松 あきら君 山口那津男君
山本 香苗君 山本 博司君
横山 信一君 渡辺 孝男君
上野ひろし君 江口 克彦君
小熊 慎司君 小野 次郎君
川田 龍平君 桜内 文城君
柴田 巧君 寺田 典城君
中西 健治君 松田 公太君
水野 賢一君 井上 哲士君
市田 忠義君 紙 智子君
田村 智子君 大門実紀史君
山下 芳生君 荒井 広幸君
片山虎之助君 中山 恭子君
舩添 要一君 福島みずほ君
又市 征治君 山内 徳信君

日程第三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

二二五名

反対者氏名

〇名

吉田 忠智君	亀井亜紀子君
自見庄三郎君	森田 高君
糸数 慶子君	尾辻 秀久君
大江 康弘君	長谷川大紋君

佐藤 公治君	齋藤 嘉隆君
櫻井 充君	芝 博一君
主演 了君	榎葉賀津也君
鈴木 寛君	田城 郁君
田中 直紀君	武内 則男君
谷 博之君	谷 亮子君
谷岡 郁子君	ツルギ マチ子君
津田弥太郎君	辻 泰弘君
外山 斎君	徳永 エリ君
徳永 久志君	轟木 利治君
友近 聡朗君	那谷屋正義君
直嶋 正行君	中谷 智司君
中村 哲治君	長浜 博行君
難波 奨二君	西村まさみ君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	平山 誠君
広田 一君	広野ただし君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤谷 光信君
藤本 祐司君	藤原 正司君
藤原 良信君	舟山 康江君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
松井 孝治君	松浦 大悟君
松野 信夫君	水戸 将史君
水岡 俊一君	室井 邦彦君
森 ゆうこ君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君

山根 隆治君	横峯 良郎君
吉川 沙織君	米長 晴信君
蓮 舫君	愛知 治郎君
青木 一彦君	赤石 清美君
有村 治子君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井みどり君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	上野 通子君
衛藤 晟一君	大家 敏志君
岡田 直樹君	岡田 広君
加治屋義人君	片山さつき君
金子原二郎君	川口 順子君
岸 宏一君	岸 信夫君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
佐藤ゆかり君	山東 昭子君
島尻安伊子君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	伊達 忠一君
高階恵美子君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中曽根弘文君
中西 祐介君	中原 八一君
中村 博彦君	二之湯 智君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	長谷川 岳君
橋本 聖子君	浜田 和幸君
林 芳正君	福岡 資麿君

藤井 基之君	古川 俊治君
牧野たかお君	松下 新平君
松村 祥史君	松村 龍二君
丸川 珠代君	三原じゅん子君
水落 敏栄君	宮沢 洋一君
森 まさこ君	山崎 力君
山崎 正昭君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
義家 弘介君	若林 健太君
脇 雅史君	渡辺 猛之君
秋野 公造君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	草川 昭三君
木庭健太郎君	白浜 一良君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	松 あきら君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
渡辺 孝男君	上野ひろし君
江口 克彦君	小熊 慎司君
小野 次郎君	川田 龍平君
桜内 文城君	柴田 巧君
寺田 典城君	中西 健治君
松田 公太君	水野 賢一君
荒井 広幸君	片山虎之助君
中山 恭子君	舩添 要一君
福島みずほ君	又市 征治君
山内 徳信君	吉田 忠智君

日程第四 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)										賛成者氏名										反対者氏名									
										二二三名										六名									
足立 信也君 有田 芳生君 石井 一君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大河原雅子君 大久保潔重君 大塚 耕平君 岡崎トミ子君 加藤 敏幸君 金子 恵美君 神本美恵子君 川上 義博君 北澤 俊美君										相原久美子君 池口 修次君 石橋 通宏君 岩本 司君 梅村 聡君 江田 五月君 小川 敏夫君 大石 尚子君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 風間 直樹君 金子 洋一君 川合 孝典君 川崎 稔君 郡司 彰君										亀井亜紀子君 森田 高君 尾辻 秀久君 長谷川大紋君 自見庄三郎君 糸数 慶子君 大江 康弘君									
小西 洋之君 行田 邦子君 今野 東君 斎藤 嘉隆君 芝 博一君 榛葉賀津也君 田城 郁君 武内 則男君 谷 亮子君 ソルネン マルティン 辻 泰弘君 徳永 エリ君 轟木 利治君 那谷屋正義君 中谷 智司君 長浜 博行君 西村まさみ君 白 眞勲君 姫井由美子君 平野 達男君 平山 誠君 広野ただし君 藤末 健三君 藤谷 光信君 藤原 正司君 舟山 康江君 前田 武志君 増子 輝彦君 松浦 大悟君 水戸 将史君										小林 正夫君 奥石 東君 佐藤 公治君 櫻井 充君 主濱 了君 鈴木 寛君 田中 直紀君 谷 博之君 谷岡 郁子君 津田弥太郎君 外山 斎君 徳永 久志君 友近 聡朗君 直嶋 正行君 中村 哲治君 難波 奨二君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平田 健二君 平山 幸司君 広田 一君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 藤本 祐司君 藤原 良信君 前川 清成君 牧山ひろえ君 松井 孝治君 松野 信夫君 水岡 俊一君										室井 邦彦君 安井美沙子君 柳田 稔君 横峯 良郎君 米長 晴信君 愛知 治郎君 赤石 清美君 石井 準一君 石井みどり君 猪口 邦子君 岩城 光英君 上野 通子君 大家 敏志君 岡田 広君 片山さつき君 川口 順子君 岸 信夫君 小泉 昭男君 鴻池 祥肇君 佐藤 正久君 山東 昭子君 末松 信介君 世耕 弘成君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中曾根弘文君 中原 八一君 二之湯 智君 野上浩太郎君									
森 ゆうこ君 柳澤 光美君 山根 隆治君 吉川 沙織君 蓮 舫君 青木 一彦君 有村 治子君 石井 浩郎君 磯崎 仁彦君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君 衛藤 晟一君 岡田 直樹君 加治屋義人君 金子原二郎君 岸 宏一君 熊谷 大君 小坂 憲次君 佐藤 信秋君 佐藤ゆかり君 島尻安伊子君 鈴木 政二君 関口 昌一君 高階恵美子君 塚田 一郎君 中川 雅治君 中西 祐介君 中村 博彦君 西田 昌司君 野村 哲郎君										長谷川 岳君 浜田 和幸君 福岡 資麿君 古川 俊治君 松下 新平君 松村 龍二君 三原じゅん子君 宮沢 洋一君 山崎 力君 山田 俊男君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 健太君 渡辺 猛之君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 草川 昭三君 白浜 一良君 谷合 正明君 西田 実仁君 松 あきら君 山本 香苗君 横山 信一君 上野ひろし君 小熊 慎司君 川田 龍平君 柴田 巧君 中西 健治君 水野 賢一君 市田 忠義君										橋本 聖子君 林 芳正君 藤井 基之君 牧野たかお君 松村 祥史君 丸川 珠代君 水落 敏栄君 森 まさこ君 山崎 正昭君 山谷えり子君 山本 順三君 義家 弘介君 脇 雅史君 秋野 公造君 石川 博崇君 加藤 修一君 木庭健太郎君 竹谷とし子君 長沢 広明君 浜田 昌良君 山口那津男君 山本 博司君 渡辺 孝男君 江口 克彦君 小野 次郎君 桜内 文城君 寺田 典城君 松田 公太君 井上 哲士君 紙 智子君									

反対者氏名

○名

日程第五 都市再生特別措置法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二一名

田村 智子君	大門実紀史君	川上 義博君	川崎 稔君	松浦 大悟君	松野 信夫君	二之湯 智君	西田 昌司君
山下 芳生君	荒井 広幸君	北澤 俊美君	郡司 彰君	水戸 将史君	水岡 俊一君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
片山虎之助君	中山 恭子君	小西 洋之君	小林 正夫君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	長谷川 岳君	橋本 聖子君
舩添 要一君	福島みずほ君	行田 邦子君	興石 東君	安井美沙子君	柳澤 光美君	浜田 和幸君	林 芳正君
又市 征治君	山内 徳信君	今野 東君	佐藤 公治君	柳田 稔君	山根 隆治君	福岡 資麿君	藤井 基之君
吉田 忠智君	亀井亜紀子君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	横峯 良郎君	吉川 沙織君	古川 俊治君	牧野たかお君
自見庄三郎君	森田 高君	芝 博一君	主濱 了君	米長 晴信君	蓮 舫君	松下 新平君	松村 祥史君
糸数 慶子君	尾辻 秀久君	榎葉賀津也君	鈴木 寛君	愛知 治郎君	青木 一彦君	松村 龍二君	丸川 珠代君
大江 康弘君	長谷川大紋君	田城 郁君	田中 直紀君	赤石 清美君	有村 治子君	三原じゅん子君	水落 敏栄君
		武内 則男君	谷 博之君	石井 準一君	石井 浩郎君	宮沢 洋一君	森 まさこ君
		谷 亮子君	谷岡 郁子君	石井みどり君	磯崎 仁彦君	山崎 力君	山崎 正昭君
		ツルキン マルティ君	津田弥太郎君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	山田 俊男君	山谷えり子君
		辻 泰弘君	外山 斎君	岩城 光英君	宇都 隆史君	山本 一太君	山本 順三君
		徳永 エリ君	徳永 久志君	上野 通子君	衛藤 晟一君	吉田 博美君	義家 弘介君
		轟木 利治君	友近 聡朗君	大家 敏志君	岡田 直樹君	若林 健太君	脇 雅史君
		那谷屋正義君	直嶋 正行君	岡田 広君	加治屋義人君	渡辺 猛之君	秋野 公造君
		中谷 智司君	中村 哲治君	片山さつき君	金子原二郎君	荒木 清寛君	石川 博崇君
		長浜 博行君	難波 奨二君	川口 順子君	岸 宏一君	魚住裕一郎君	加藤 修一君
		西村まさみ君	羽田雄一郎君	岸 信夫君	熊谷 大君	草川 昭三君	木庭健太郎君
		白 眞勲君	林 久美子君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	白浜 一良君	竹谷とし子君
		姫井由美子君	平田 健二君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	谷合 正明君	長沢 広明君
		平野 達男君	平山 幸司君	佐藤 正久君	佐藤ゆかり君	西田 実仁君	浜田 昌良君
		平山 誠君	広田 一君	山東 昭子君	島尻安伊子君	松 あきら君	山口那津男君
		広野ただし君	福山 哲郎君	末松 信介君	鈴木 政二君	山本 香苗君	山本 博司君
		藤末 健三君	藤田 幸久君	世耕 弘成君	関口 昌一君	横山 信一君	渡辺 孝男君
		藤谷 光信君	藤本 祐司君	伊達 忠一君	高階恵美子君	上野ひろし君	江口 克彦君
		藤原 正司君	藤原 良信君	谷川 秀善君	塚田 一郎君	小熊 慎司君	小野 次郎君
		舟山 康江君	前川 清成君	鶴保 庸介君	中川 雅治君	川田 龍平君	桜内 文城君
		前田 武志君	牧山ひろえ君	中曽根弘文君	中西 祐介君	柴田 巧君	寺田 典城君
		増子 輝彦君	松井 孝治君	中原 八一君	中村 博彦君	中西 健治君	松田 公太君

日程第六 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第百七十六回国会内閣提出衆議院送付)				賛成者氏名				反対者氏名				一一一名			
水野 賢一君	荒井 広幸君	加賀谷 健君	加藤 敏幸君	藤原 良信君	舟山 康江君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	水野 賢一君	荒井 広幸君	加賀谷 健君	加藤 敏幸君	藤原 良信君	舟山 康江君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君
片山虎之助君	中山 恭子君	風間 直樹君	金子 恵美君	前川 清成君	前田 武志君	中川 雅治君	中曾根弘文君	片山虎之助君	中山 恭子君	風間 直樹君	金子 恵美君	前川 清成君	前田 武志君	中川 雅治君	中曾根弘文君
舩添 要一君	亀井 equal 紀子君	金子 洋一君	神本美恵子君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	中西 祐介君	中原 八一君	舩添 要一君	亀井 equal 紀子君	金子 洋一君	神本美恵子君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	中西 祐介君	中原 八一君
自見庄三郎君	森田 高君	川合 孝典君	川上 義博君	松井 孝治君	松浦 大悟君	中村 博彦君	二之湯 智君	自見庄三郎君	森田 高君	川合 孝典君	川上 義博君	松井 孝治君	松浦 大悟君	中村 博彦君	二之湯 智君
尾辻 秀久君	大江 康弘君	川崎 稔君	北澤 俊美君	水岡 信夫君	水戸 将史君	西田 昌司君	野上浩太郎君	尾辻 秀久君	大江 康弘君	川崎 稔君	北澤 俊美君	水岡 信夫君	水戸 将史君	西田 昌司君	野上浩太郎君
長谷川大紋君		郡司 彰君	小西 洋之君	森 ゆうこ君	安井美沙子君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	長谷川大紋君		郡司 彰君	小西 洋之君	森 ゆうこ君	安井美沙子君	野村 哲郎君	長谷川 岳君
		小林 正夫君	行田 邦子君	柳 光美君	柳田 稔君	橋本 聖子君	浜田 和幸君			小林 正夫君	行田 邦子君	柳 光美君	柳田 稔君	橋本 聖子君	浜田 和幸君
		興石 東君	今野 東君	斎藤 嘉隆君	横峯 良郎君	林 芳正君	福岡 資麿君			興石 東君	今野 東君	斎藤 嘉隆君	横峯 良郎君	林 芳正君	福岡 資麿君
		佐藤 公治君	芝 博一君	山根 隆治君	米長 晴信君	藤井 基之君	古川 俊治君			佐藤 公治君	芝 博一君	山根 隆治君	米長 晴信君	藤井 基之君	古川 俊治君
		櫻井 充君	榎葉賀津也君	吉川 沙織君	愛知 治郎君	松村 祥史君	松下 新平君			櫻井 充君	榎葉賀津也君	吉川 沙織君	愛知 治郎君	松村 祥史君	松下 新平君
		主濱 了君	田城 郁君	蓮 舩君	赤石 清美君	丸川 珠代君	三原じゅん子君			主濱 了君	田城 郁君	蓮 舩君	赤石 清美君	丸川 珠代君	三原じゅん子君
		鈴木 寛君	武内 則男君	青木 一彦君	石井 準一君	水落 敏栄君	宮沢 洋一君			鈴木 寛君	武内 則男君	青木 一彦君	石井 準一君	水落 敏栄君	宮沢 洋一君
		田中 直紀君	谷 亮子君	有村 治子君	石井 みどり君	森 まさこ君	山崎 力君			田中 直紀君	谷 亮子君	有村 治子君	石井 みどり君	森 まさこ君	山崎 力君
		谷 博之君	谷 亮子君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	山崎 正昭君	山田 俊男君			谷 博之君	谷 亮子君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	山崎 正昭君	山田 俊男君
		谷岡 郁子君	ツレン メレ君	岩井 茂樹君	岩城 光英君	山谷えり子君	山本 一太君			谷岡 郁子君	ツレン メレ君	岩井 茂樹君	岩城 光英君	山谷えり子君	山本 一太君
		津田弥太郎君	辻 泰弘君	宇都 隆史君	上野 通子君	山本 順三君	吉田 博美君			津田弥太郎君	辻 泰弘君	宇都 隆史君	上野 通子君	山本 順三君	吉田 博美君
		外山 斎君	徳永 エリ君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	脇 弘介君	若林 健太君			外山 斎君	徳永 エリ君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	脇 弘介君	若林 健太君
		徳永 久志君	轟木 利治君	岡田 直樹君	岡田 広君	脇 雅史君	渡辺 猛之君			徳永 久志君	轟木 利治君	岡田 直樹君	岡田 広君	脇 雅史君	渡辺 猛之君
		友近 聡朗君	那谷屋正義君	加治屋義人君	片山さつき君	秋野 公造君	荒木 清寛君			友近 聡朗君	那谷屋正義君	加治屋義人君	片山さつき君	秋野 公造君	荒木 清寛君
		直嶋 正行君	中谷 智司君	金子原二郎君	川口 順子君	石川 博崇君	魚住裕一郎君			直嶋 正行君	中谷 智司君	金子原二郎君	川口 順子君	石川 博崇君	魚住裕一郎君
		中村 哲治君	長浜 博行君	岸 宏一君	岸 信夫君	加藤 修一君	草川 昭三君			中村 哲治君	長浜 博行君	岸 宏一君	岸 信夫君	加藤 修一君	草川 昭三君
		難波 奨二君	西村まさみ君	熊谷 大君	小泉 昭男君	木庭健太郎君	白浜 一良君			難波 奨二君	西村まさみ君	熊谷 大君	小泉 昭男君	木庭健太郎君	白浜 一良君
		羽田雄一郎君	白 眞敷君	小坂 憲次君	鴻池 祥肇君	竹谷とし子君	谷合 正明君			羽田雄一郎君	白 眞敷君	小坂 憲次君	鴻池 祥肇君	竹谷とし子君	谷合 正明君
		林 久美子君	姫井由美子君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	長沢 広明君	西田 実仁君			林 久美子君	姫井由美子君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	長沢 広明君	西田 実仁君
		平田 健二君	平野 達男君	佐藤 ゆかり君	山東 昭子君	浜田 昌良君	松 あきら君			平田 健二君	平野 達男君	佐藤 ゆかり君	山東 昭子君	浜田 昌良君	松 あきら君
		平山 幸司君	平山 誠君	島尻安伊子君	末松 信介君	山口那津男君	山本 香苗君			平山 幸司君	平山 誠君	島尻安伊子君	末松 信介君	山口那津男君	山本 香苗君
		広田 一君	広野ただし君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	山本 博司君	横山 信一君			広田 一君	広野ただし君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	山本 博司君	横山 信一君
		福田 哲郎君	藤末 健三君	関口 昌一君	伊達 忠一君	渡辺 孝男君	井上 哲士君			福田 哲郎君	藤末 健三君	関口 昌一君	伊達 忠一君	渡辺 孝男君	井上 哲士君
		藤田 幸久君	藤谷 光信君	高階恵美子君	谷川 秀善君	市田 忠義君	紙 智子君			藤田 幸久君	藤谷 光信君	高階恵美子君	谷川 秀善君	市田 忠義君	紙 智子君
		藤本 祐司君	藤原 正司君							藤本 祐司君	藤原 正司君				

日程第七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

二二一名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君
一川 保夫君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君

反対者氏名

一名

田村 智子君 大門実紀史君
山下 芳生君 荒井 広幸君
片山虎之助君 中山 恭子君
舛添 要一君 福島みずほ君
又市 征治君 山内 徳信君
吉田 忠智君 亀井亜紀子君
自見庄三郎君 森田 高君
糸数 慶子君 尾辻 秀久君
大江 康弘君 長谷川大紋君

上野ひろし君 江口 克彦君
小熊 慎司君 小野 次郎君
川田 龍平君 桜内 文城君
柴田 巧君 寺田 典城君
中西 健治君 松田 公太君
水野 賢一君

大河原雅子君 大久保 勉君
大久保潔重君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
岡崎トミ子君 加賀谷 健君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 恵美君 金子 洋一君
神本美恵子君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
行田 邦子君 輿石 東君
今野 東君 佐藤 公治君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 主濱 了君
榛葉賀津也君 鈴木 寛君
田城 郁君 田中 直紀君
武内 則男君 谷 博之君
谷 亮子君 谷岡 郁子君
ツレン マルテ君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 外山 斎君
徳永 エリ君 徳永 久志君
轟木 利治君 友近 聡朗君
那谷屋正義君 直嶋 正行君
中谷 智司君 中村 哲治君
長浜 博行君 難波 奨二君
西村まさみ君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 林 久美子君
姫井由美子君 平田 健二君
平野 達男君 平山 幸司君
平山 誠君 広田 一君

広野ただし君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 正司君 藤原 良信君
舟山 康江君 前川 清成君
前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 松井 孝治君
松浦 大悟君 松野 信夫君
水戸 将史君 水岡 俊一君
室井 邦彦君 森 ゆうこ君
安井美沙子君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山根 隆治君
横峯 良郎君 吉川 沙織君
米長 晴信君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤石 清美君
有村 治子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井みどり君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
衛藤 晟一君 大家 敏志君
岡田 直樹君 岡田 広君
加治屋義人君 片山さつき君
金子原二郎君 川口 順子君
岸 宏一君 岸 信夫君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
佐藤ゆかり君 山東 昭子君
島尻安伊子君 末松 信介君

鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君
高階恵美子君 谷川 秀善君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
中川 雅治君 中曽根弘文君
中西 祐介君 中原 八一君
中村 博彦君 二之湯 智君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 長谷川 岳君
橋本 聖子君 浜田 和幸君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 基之君 古川 俊治君
牧野たかお君 松下 新平君
松村 祥史君 松村 龍二君
丸川 珠代君 三原じゅん子君
水落 敏栄君 宮沢 洋一君
森 まさこ君 山崎 力君
山崎 正昭君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉田 博美君
義家 弘介君 若林 健太君
脇 雅史君 渡辺 猛之君
秋野 公造君 荒木 清寛君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
加藤 修一君 草川 昭三君
木庭健太郎君 白浜 一良君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 西田 実仁君
浜田 昌良君 松 あきら君
山口那津男君 山本 香苗君

三名

江崎	孝君	江田	五月君	姫井由美子君	平田	健二君	鴻池	祥肇君	佐藤	信秋君	
小川	勝也君	小川	敏夫君	平野	達男君	平山	幸司君	佐藤	正久君	佐藤	信秋君
尾立	源幸君	大石	尚子君	平山	誠君	広田	一君	山東	昭子君	島尻	安伊子君
大河原	雅子君	大久保	勉君	広野	ただし君	福山	哲郎君	末松	信介君	鈴木	政二君
大久保	潔重君	大島	九州男君	藤末	健三君	藤田	幸久君	世耕	弘成君	関口	昌一君
大塚	耕平君	大野	元裕君	藤谷	光信君	藤本	祐司君	伊達	忠一君	高階	恵美子君
岡崎	トミ子君	加賀	谷 健君	藤原	正司君	藤原	良信君	谷川	秀善君	塚田	一郎君
加藤	敏幸君	風間	直樹君	舟山	康江君	前川	清成君	鶴保	庸介君	中川	雅治君
金子	恵美君	金子	洋一君	前田	武志君	増子	輝彦君	松井	孝治君	松野	信夫君
神本	美恵子君	川合	孝典君	松浦	大悟君	水戸	将史君	森	ゆうこ君	柳澤	光美君
川上	義博君	川崎	稔君	安井	美沙子君	柳田	稔君	吉川	沙織君	蓮	紡君
北澤	俊美君	郡司	彰君	愛知	治郎君	赤石	清美君	石井	準一君	石井	浩郎君
小西	洋之君	小林	正夫君	米長	晴信君	青木	一彦君	有村	治子君	松村	龍二君
行田	邦子君	輿石	東君	横峯	良郎君	吉川	隆治君	山根	隆治君	古川	俊治君
今野	東君	佐藤	公治君	櫻井	充君	主濱	了君	齋藤	嘉隆君	芝	博一君
齋藤	嘉隆君	鈴木	寛君	田中	直紀君	谷	博之君	谷岡	郁子君	津田	弥太郎君
榛葉	實津也君	鈴木	寛君	猪口	邦子君	岩城	光英君	上野	通子君	大家	敏志君
田城	郁君	田中	直紀君	石井	準一君	磯崎	仁彦君	岩井	茂樹君	宇都	隆史君
武内	則男君	谷	博之君	石井	みどり君	猪口	邦子君	岩城	光英君	上野	通子君
谷	亮子君	谷岡	郁子君	津田	弥太郎君	外山	斎君	徳永	久志君	友近	聡朗君
光	マルテ君	津田	弥太郎君	徳永	久志君	友近	聡朗君	直嶋	正行君	中村	哲治君
辻	泰弘君	難波	奨二君	羽田	雄一郎君	林	久美子君	姫井	由美子君	平野	達男君
徳永	エリ君	長浜	博行君	小泉	昭男君	小坂	憲次君	白浜	一良君	草川	昭三君
轟木	利治君	中谷	智司君	白	眞勲君	小泉	昭男君	岸	信夫君	川口	順子君
那谷	屋正義君	長谷	博行君	小泉	昭男君	小坂	憲次君	岸	信夫君	川口	順子君
中谷	智司君	長谷	博行君	小泉	昭男君	小坂	憲次君	岸	信夫君	川口	順子君
西村	まさみ君	長谷	博行君	小泉	昭男君	小坂	憲次君	岸	信夫君	川口	順子君
白	眞勲君	長谷	博行君	小泉	昭男君	小坂	憲次君	岸	信夫君	川口	順子君

谷合 正明君		長沢 広明君	一川 保夫君	岩本 司君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	岸 信夫君	熊谷 大君
西田 実仁君	浜田 昌良君	植松恵美子君	梅村 聡君	白 眞敷君	林 久美子君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	小坂 憲次君
松 あきら君	山口那津男君	江崎 孝君	江田 五月君	姫井由美子君	平田 健二君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	佐藤 信秋君
山本 香苗君	山本 博司君	小川 勝也君	小川 敏夫君	平野 達男君	平山 幸司君	佐藤 正久君	佐藤ゆかり君	佐藤ゆかり君
横山 信一君	渡辺 孝男君	尾立 源幸君	大石 尚子君	平山 誠君	広田 一君	山東 昭子君	島尻安伊子君	島尻安伊子君
上野ひろし君	江口 克彦君	大河原雅子君	大久保 勉君	広野ただし君	藤末 健三君	末松 信介君	鈴木 政二君	鈴木 政二君
小熊 慎司君	小野 次郎君	大久保潔重君	大島九州男君	藤谷 光信君	藤田 幸久君	世耕 弘成君	関口 昌一君	関口 昌一君
川田 龍平君	桜内 文城君	大塚 耕平君	大野 元裕君	藤谷 光信君	藤本 祐司君	伊達 忠一君	高階恵美子君	高階恵美子君
柴田 巧君	寺田 典城君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君	藤原 正司君	藤原 良信君	谷川 秀善君	塚田 一郎君	塚田 一郎君
中西 健治君	松田 公太君	加藤 敏幸君	風間 直樹君	舟山 康江君	前川 清成君	鶴保 庸介君	中川 雅治君	中川 雅治君
水野 賢一君	井上 哲士君	金子 恵美君	金子 洋一君	前田 武志君	増子 輝彦君	中曾根弘文君	中西 祐介君	中西 祐介君
市田 忠義君	紙 智子君	神本美恵子君	川合 孝典君	増子 輝彦君	松井 孝治君	中原 八一君	中村 博彦君	中村 博彦君
田村 智子君	大門実紀史君	川上 義博君	川崎 稔君	松浦 大悟君	松野 信夫君	二之湯 智君	西田 昌司君	西田 昌司君
山下 芳生君	荒井 広幸君	北澤 俊美君	郡司 彰君	水戸 将史君	水岡 俊一君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	野村 哲郎君
片山虎之助君	中山 恭子君	小西 洋之君	小林 正夫君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	橋本 聖子君
舛添 要一君	福島みずほ君	行田 邦子君	輿石 東君	安井美沙子君	柳澤 光美君	浜田 和幸君	林 芳正君	林 芳正君
又市 征治君	山内 徳信君	今野 東君	佐藤 公治君	柳田 稔君	山根 隆治君	福岡 資麿君	藤井 基之君	藤井 基之君
吉田 忠智君	亀井亜紀子君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	横峯 良郎君	吉川 沙織君	古川 俊治君	牧野たかお君	牧野たかお君
自見庄三郎君	森田 高君	芝 博一君	主濱 了君	米長 晴信君	蓮 舫君	松下 新平君	松村 祥史君	松村 祥史君
糸数 慶子君	尾辻 秀久君	榎葉賀津也君	鈴木 寛君	愛知 治郎君	青木 一彦君	松村 龍二君	丸川 珠代君	丸川 珠代君
大江 康弘君	長谷川大紋君	田城 郁君	田中 直紀君	赤石 清美君	有村 治子君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	水落 敏栄君
		武内 則男君	谷 博之君	石井 準一君	石井 浩郎君	宮沢 洋一君	森 まさこ君	森 まさこ君
		谷 亮子君	谷岡 郁子君	石井 みどり君	磯崎 仁彦君	山崎 力君	山崎 正昭君	山崎 正昭君
		ツルネ マルティ君	津田弥太郎君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	山田 俊男君	山谷えり子君	山谷えり子君
		辻 泰弘君	外山 斎君	岩城 光英君	宇都 隆史君	山本 一太君	山本 順三君	山本 順三君
		徳永 エリ君	徳永 久志君	上野 通子君	衛藤 晟一君	吉田 博美君	義家 弘介君	義家 弘介君
		轟木 利治君	友近 聡朗君	大家 敏志君	岡田 直樹君	若林 健太君	脇 雅史君	脇 雅史君
		那谷屋正義君	直嶋 正行君	岡田 広君	加治屋義人君	渡辺 猛之君	秋野 公造君	秋野 公造君
		中谷 智司君	中村 哲治君	片山さつき君	金子原二郎君	荒木 清寛君	石川 博崇君	石川 博崇君
		長浜 博行君	難波 奨二君	川口 順子君	岸 宏一君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	加藤 修一君

日程第九 独立行政法人日本学術振興会法の一部 を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		賛成者氏名		反対者氏名	
足立 信也君		二三二名		〇名	
有田 芳生君	相原久美子君	池口 修次君	石橋 通宏君	石井 一君	石橋 通宏君

草川 昭三君	木庭健太郎君	有田 芳生君	池口 修次君	中谷 智司君	中村 哲治君	岡田 広君	加治屋義人君
白浜 一良君	竹谷とし子君	石井 一君	石橋 通宏君	長浜 博行君	難波 奨二君	片山さつき君	金子原二郎君
谷合 正明君	長沢 広明君	一川 保夫君	岩本 司君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	川口 順子君	岸 宏一君
西田 実仁君	浜田 昌良君	植松恵美子君	梅村 聡君	白 眞敷君	林 久美子君	岸 信夫君	熊谷 大君
松 あきら君	山口那津男君	江崎 孝君	江田 五月君	姫井由美子君	平田 健二君	小泉 昭男君	小坂 憲次君
山本 香苗君	山本 博司君	小川 勝也君	小川 敏夫君	平野 達男君	平山 幸司君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君
横山 信一君	渡辺 孝男君	尾立 源幸君	大石 尚子君	平山 誠君	広田 一君	佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
上野ひろし君	江口 克彦君	大河原雅子君	大久保 勉君	広野ただし君	福山 哲郎君	山東 昭子君	島尻安伊子君
小熊 慎司君	小野 次郎君	大久保潔重君	大島九州男君	藤末 健三君	藤田 幸久君	末松 信介君	鈴木 政二君
川田 龍平君	桜内 文城君	大塚 耕平君	大野 元裕君	藤谷 光信君	藤本 祐司君	世耕 弘成君	関口 昌一君
柴田 巧君	寺田 典城君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君	藤原 正司君	藤原 良信君	伊達 忠一君	高階恵美子君
中西 健治君	松田 公太君	加藤 敏幸君	風間 直樹君	舟山 康江君	前川 清成君	谷川 秀善君	塚田 一郎君
水野 賢一君	井上 哲士君	金子 恵美君	金子 洋一君	前田 武志君	牧山ひろえ君	鶴保 庸介君	中川 雅治君
市田 忠義君	紙 智子君	神本美恵子君	川合 孝典君	増子 輝彦君	松井 孝治君	中曾根弘文君	中西 祐介君
田村 智子君	大門美紀史君	川上 義博君	川崎 稔君	松浦 大悟君	松野 信夫君	中原 八一君	中村 博彦君
山下 芳生君	荒井 広幸君	北澤 俊美君	郡司 彰君	水戸 将史君	水岡 俊一君	二之湯 智君	西田 昌司君
片山虎之助君	中山 恭子君	小西 洋之君	小林 正夫君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
舩添 要一君	福島みずほ君	行田 邦子君	興石 東君	安井美沙子君	柳澤 光美君	長谷川 岳君	橋本 聖子君
又市 征治君	山内 徳信君	今野 東君	佐藤 公治君	柳田 稔君	山根 隆治君	浜田 和幸君	林 芳正君
吉田 忠智君	亀井亜紀子君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	横峯 良郎君	吉川 沙織君	福岡 資麿君	藤井 基之君
自見庄三郎君	森田 高君	芝 博一君	主濱 了君	米長 晴信君	蓮 舩君	古川 俊治君	牧野たかお君
糸数 慶子君	尾辻 秀久君	榎葉賀津也君	鈴木 寛君	愛知 治郎君	青木 一彦君	松下 新平君	松村 祥史君
大江 康弘君	長谷川大紋君	田城 郁君	田中 直紀君	赤石 清美君	有村 治子君	松村 龍二君	丸川 珠代君
		武内 則男君	谷 博之君	石井 準一君	石井 浩郎君	三原しゅん子君	水落 敏栄君
		谷 亮子君	谷岡 郁子君	石井みどり君	磯崎 仁彦君	宮沢 洋一君	森 まさこ君
		辻 泰弘君	津田弥太郎君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	山崎 力君	山崎 正昭君
		徳永 エリ君	外山 斎君	岩城 光英君	宇都 隆史君	山田 俊男君	山谷えり子君
		徳永 久志君	徳永 久志君	上野 通子君	衛藤 晟一君	山本 一太君	山本 順三君
		友近 聡朗君	友近 聡朗君	大家 敏志君	岡田 直樹君	吉田 博美君	義家 弘介君
		直嶋 正行君	直嶋 正行君				

日程第一〇 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

足立 信也君

相原久美子君

二二三二名

反対者氏名

〇名

反対者氏名

○名

若林 健太君 脇 雅史君
渡辺 猛之君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 加藤 修一君
草川 昭三君 木庭健太郎君
白浜 一良君 竹谷とし子君
谷合 正明君 長沢 広明君
西田 実仁君 浜田 昌良君
松 あきら君 山口那津男君
山本 香苗君 山本 博司君
横山 信一君 渡辺 孝男君
上野ひろし君 江口 克彦君
小熊 慎司君 小野 次郎君
川田 龍平君 桜内 文城君
柴田 巧君 寺田 典城君
中西 健治君 松田 公太君
水野 賢一君 井上 哲士君
市田 忠義君 紙 智子君
田村 智子君 大門実紀史君
山下 芳生君 荒井 広幸君
片山虎之助君 中山 恭子君
舩添 要一君 福島みずほ君
又市 征治君 山内 徳信君
吉田 忠智君 亀井亜紀子君
自見庄三郎君 森田 高君
糸数 慶子君 尾辻 秀久君
大江 康弘君 長谷川大紋君

日程第一 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)
日程第二 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
賛成者氏名

二二六名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君
一川 保夫君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君
大河原雅子君 大久保 勉君
大久保潔重君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
岡崎トミ子君 加賀谷 健君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 恵美君 金子 洋一君
神本美恵子君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
行田 邦子君 興石 東君
今野 東君 佐藤 公治君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 主濱 了君
榛葉賀津也君 鈴木 寛君
田城 郁君 田中 直紀君

武内 則男君 谷 博之君
谷 亮子君 谷岡 郁子君
シケン マルテ君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 外山 斎君
徳永 エリ君 徳永 久志君
轟木 利治君 友近 聡朗君
那谷屋正義君 直嶋 正行君
中谷 智司君 中村 哲治君
長浜 博行君 難波 奨二君
西村まさみ君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 林 久美子君
姫井由美子君 平田 健二君
平野 達男君 平山 幸司君
平山 誠君 広田 一君
広野ただし君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 正司君 藤原 良信君
舟山 康江君 前川 清成君
前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 松井 孝治君
松浦 大悟君 松野 信夫君
水戸 将史君 水岡 俊一君
室井 邦彦君 森 ゆうこ君
安井美沙子君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山根 隆治君
横峯 良郎君 吉川 沙織君
米長 晴信君 蓮 舩君
愛知 治郎君 青木 一彦君
赤石 清美君 有村 治子君

石井 準一君 石井 浩郎君
石井みどり君 磯崎 仁彦君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
上野 通子君 衛藤 晟一君
大家 敏志君 岡田 直樹君
岡田 広君 加治屋義人君
片山さつき君 金子原二郎君
川口 順子君 岸 宏一君
岸 信夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 佐藤ゆかり君
山東 昭子君 島尻安伊子君
末松 信介君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
谷川 秀善君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 中川 雅治君
中曽根弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 中村 博彦君
二之湯 智君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
長谷川 岳君 橋本 聖子君
浜田 和幸君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 基之君
古川 俊治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松村 龍二君 丸川 珠代君
三原じゅん子君 水落 敏栄君

宮沢 洋一君 森 まさこ君 山崎 力君 山崎 正昭君 山田 俊男君 山谷えり子君 山本 一太君 山本 順三君 吉田 博美君 義家 弘介君 若林 健太君 脇 雅史君 渡辺 猛之君 秋野 公造君 荒木 清寛君 石川 博崇君 魚住裕一郎君 加藤 修一君 草川 昭三君 木庭健太郎君 白浜 一良君 竹谷とし子君 谷合 正明君 長沢 広明君 西田 実仁君 浜田 昌良君 松 あきら君 山口那津男君 山本 香苗君 山本 博司君 横山 信一君 渡辺 孝男君 上野ひろし君 江口 克彦君 小熊 慎司君 小野 次郎君 川田 龍平君 桜内 文城君 柴田 巧君 寺田 典城君 中西 健治君 松田 公太君 水野 賢一君 荒井 広幸君 片山虎之助君 中山 恭子君 舩添 要一君 福島みずほ君 又市 征治君 山内 徳信君 吉田 忠智君 亀井亜紀子君 自見庄三郎君 森田 高君 糸数 慶子君 尾辻 秀久君 大江 康弘君 長谷川大紋君	反対者氏名 六名 井上 哲士君 市田 忠義君 紙 智子君 田村 智子君 大門実紀史君 山下 芳生君 中小水力発電開発事業の推進に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。 平成二十三年三月九日 参議院議長 西岡 武夫殿 横山 信一 中小水力発電開発事業の推進に関する質問主意書 地球温暖化問題の解決に向けて、二酸化炭素の排出をできるだけ抑える低炭素社会の構築が求められており、その手段として再生可能エネルギーの利用拡大が不可欠である。こうした中、太陽光発電、風力発電、中小水力発電等の再生可能エネルギーによる発電の拡大が図られてきたものの、その開発はまだ途上にある。とりわけ、出力千キロワット以下の中小水力発電は、河川、農業用水、上下水道など既存の水の流れを利用することで、環境を破壊することなく、従前は利用されていないエネルギーの有効活用にもなると期待されている。しかし、中小水力発電については、技術的に開発可能な地点が多いにもかかわらず、その普及は十分に進んでいない。	そこで、中小水力発電の一層の導入拡大を求める観点から、以下のとおり質問する。 一 政府は中小水力発電の導入拡大について、エネルギー政策においてどのように位置付けているのか。また、その導入の実績をどのように評価しているのか。 二 政府はこれまで、中小水力発電を含む新エネルギーによる発電事業について「新エネルギー導入加速化支援対策費補助金」を交付してきた。しかし、平成二十一年十一月に行われた「事業仕分け」において、同補助金の予算を半減すべきとの指摘がなされ、経過措置以外の補助金は廃止されることになった。このため、中小水力発電の新設にあたっては一億円程度の整備費を事業者が全額負担することになった。設置後は全量買取制度があるといつても、整備費の償却には稼働率に応じた相当期間が必要であり、中小水力発電開発の取組を後退させる懸念がある。そこで、再生可能エネルギーの利用拡大と地球温暖化対策のために、新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金に係る既存事業が終了する際には、同補助金制度の存続の検討も含め柔軟に対応すべきと考えるがどうか。 三 中小水力発電開発において、最も期待されているのは農業水利施設の利用である。農業用水路の未利用エネルギーは約八・八万キロワットと試算されており、これは一般家庭約九・五万户分に相当する電力である。農業用水路の利用は、環境対策にとどまらず農業水利施設の維持管理費の低減など農業の体質強化につながるも	のと期待されている。そこで、これまでの地域用水環境整備事業によつて整備された地域での農業水利施設の維持管理費の節減効果の実態はどうなっているか。 四 中小水力発電の効率性を考慮すると、年間稼働率が高いほど全量買取制度の効果が大きい。しかし、東北・北海道のような積雪寒冷地では、冬期間の効率的稼働が難しいため普及が進まない現状がある。全量買取制度を推進するにあたり、積雪寒冷地のような条件不利地域に対し、何らかの対策が必要と考えるがどうか。 五 中小水力発電の導入を拡大していくためには、水利権等に関する手続を簡素化するなど行政手続に関する環境整備が求められている。政府は中小水力発電の導入拡大に今後どのように取り組んでいくのか。 右質問する。 平成二十三年四月十五日 内閣総理大臣 菅 直人 参議院議長 西岡 武夫殿 参議院議員横山信一君提出中小水力発電開発事業の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 参議院議員横山信一君提出中小水力発電開発事業の推進に関する質問に対する答弁書一について 政府としては、「エネルギー基本計画」(平成二十二年六月十八日閣議決定)において、「二〇
--	---	--	--

二〇年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について一〇パーセントに達することを旨とする」としており、また、中小水力発電（出力が三万キロワット未満の水力発電をいう。以下同じ。）を含む水力発電を、こうした再生可能エネルギーの一つと位置付けている。

中小水力発電の総出力は、平成二十年度末時点で約九百五十五万キロワットであるものの、近年の伸びは緩やかであり、潜在的な開発可能量に比べて開発が十分に進んでいないと認識している。

二について

政府としては、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「買取制度」という。）に関する法案を今国会に提出したところである。買取制度においては、中小水力発電も対象としており、買取制度を活用した中小水力発電の導入が進むことを期待している。

三について

お尋ねの「地域用水環境整備事業」による農業水利施設の包蔵水力を活用した水力発電施設の整備は、平成二十一年度に一施設が完了しているが、同施設においては平成二十二年四月から発電を開始したところであり、水力発電施設を利用することによる農業水利施設の維持管理費の節減効果を示す有効なデータは十分に蓄積されていない。

四について

買取制度においては、国民負担の抑制の観点から、費用対効果の高い再生可能エネルギーから導入が進むよう、原則、エネルギー源や立地地点によらず、太陽光発電以外については一律の買取価格を設定することを予定しており、中小水力発電についても、年間を通じた発電効率が低い地点等から順次導入が進んでいくことが適当と考えている。

五について

政府としては、買取制度に加え、中小水力発電の導入に関連する諸制度の見直し等により、中小水力発電の導入を進めてまいりたい。

明治三十五年三月十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五 番四号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 三四五円 三三〇円（バ）